

銀行不倒神話の崩壊と 1986年以降の金融機関破綻

後藤新一

要 旨

金融の国際化・自由化により競争原理が導入され過保護行政は終焉し、銀行不倒神話は崩れた。一方、バブル崩壊による地価下落→不良債権増加→金融システムの不安定化を招いた。こうして90年代に金融機関の破綻は本格化した。

そこで、Ⅰで銀行不倒神話の成立と崩壊を述べ、金融機関破綻の本格化に伴って預金保険機構の機能が拡充・強化されたことを解説する。

Ⅱで1986年10月～94年10月の金融機関破綻と処理から銀行不倒神話の崩壊を実証する。伊予銀行の東邦相銀救済合併（92年4月）は大蔵省の要請に加え、預金保険機構の資金援助で合併がようやく成立した。東洋信金の分割・三和銀行の救済合併（92年10月）は、資金援助しても大銀行の丸抱え合併が困難になったことを示した。そして、釜石信金の分割事業譲渡・解散となった。

Ⅲで95年以降の金融機関破綻を検討する。東京協和・安全2信組の破綻（94年12月）は、信組の本質を全く無視し乱脈経営を行い、バブル崩壊による破綻の典型的事例である。2信組の内容が非常に悪いので、その受け皿として日銀出資の東京共同銀行を設立（95年1月）した。東京共同銀行は改組（96年9月）され、破綻信組の整理回収業務を主目的とする整理回収銀行となった。

98年4月の早期是正措置実施、日本版ビッグバンに備え、信組は事業譲渡が多く、その場合①不良債権を整理回収銀行に譲渡し、関係の深い金融機関に正常債権や業務を譲渡する②整理回収銀行に譲渡する、方式がみられる。

第二地銀の破綻処理は、①整理・清算が目的の新銀行（紀伊預金管理銀行、97年4月設立）に営業譲渡する阪和方式②営業継続を前提に新銀行を設立した兵庫銀行→みどり銀行（95年10月設立）、太平洋銀行→わかしお銀行（96年6月設立）と、対応が分かれた。

武蔵野信金の分割・王子信金の救済合併（97年3月）、大曲信金の能代信金救済合併（97年3月、合併後秋田ふれあい信金）は、信金業界が連帯と協調の精神

で、業界内の問題は業界内で処理した。この方式を今後とも続けられるか。

IVで1927年4月の金融恐慌では休業銀行整理のために犠牲的精神で昭和銀行を設立(1927年10月)、目的を達成した。米国では貯蓄貸付組合(S&L)整理のため整理信託公社(RTC)を設立(89年8月業務開始)、95年11月までに政府からネットで1,030億ドルの資金供与を受けた。747組合の破綻処理を行い、一応の成果を得たと言えよう。

ところで、平成バブル不況では平成版昭和銀行を設立せず金融機関出資の不動産担保付債権買取会社・共同債権買取機構の設立(93年1月)にとどまった。この際、公的資金導入の考えもあったが、産業界の反対で葬り去られた。

東京協和・安全2信組の受け皿・東京共同銀行設立(95年1月)の際、広く危ない金融機関も含む平成版昭和銀行を設立すべきであった。ようやく東京共同銀行を改組(96年9月)して破綻信組の整理回収業務を主目的とする整理回収銀行とした。この際、整理回収銀行を抜本的に改組し、全金融機関破綻の受け皿として平成版昭和銀行を設立することだ。

目次

I. 戦後銀行不倒神話の成立・崩壊と預金保険制度	7. 松浦信組の事業譲渡・解散-94年10月
1. 戦後銀行不倒神話の成立	III. 95年以降の金融機関破綻
2. 預金保険制度の創設(保険金の直接支払)-1971年7月	1. 東京協和・安全2信組破綻-94年12月と東京共同銀行営業開始-95年3月
3. 預金保険制度の拡充(合併に伴う資金援助)-1986年7月	2. 信組関西興銀の信組岐阜商銀救済合併-95年3月
4. 過保護行政・銀行不倒神話の崩壊	3. 友愛信組の神奈川県労金へ事業譲渡・解散-95年7月
5. 破綻に備え預金保険制度の拡充強化-1996年6月	4. コスモ信組破綻-95年7月と東京共同銀行へ事業譲渡・解散-96年3月
II. 金融機関の破綻と処理(1986年10月~94年10月)	5. 木津信組破綻-95年8月と整理回収銀行へ事業譲渡・解散-97年2月
1. 住友銀行の平和相銀救済合併-86年10月	6. 兵庫銀行破綻-95年8月とみどり銀行設立-95年10月
2. 東海銀行の三和信金救済合併-91年10月	7. 福井県第一信組の福井銀行へ事業譲渡・解散-96年8月
3. 伊予銀行の東邦相銀救済合併-92年4月	8. 行橋信金の北九州八幡信金へ事業譲渡・解散-96年10月
4. 東洋信金の分割・三和銀行の救済合併-92年10月	9. 山陽信組、けんみん大和信組の淡陽信組へ
5. 釜石信金の分割事業譲渡・解散-93年10月	
6. 信組大阪弘容の大阪府民信組救済合併-93年11月	

- 事業譲渡・解散-96年11月
- 10. 太平洋銀行破綻-96年3月とわかしお銀行設立-96年6月
- 11. 阪和銀行の破綻-96年11月と紀伊預金管理銀行へ事業譲渡・解散-98年3月末までに
- 12. 大阪信組の東海銀行へ事業譲渡・解散-97年1月
- 13. 武蔵野信金の分割・王子信金の救済合併-97年3月
- 14. 大曲信金の能代信金救済合併(合併後秋田ふ

- れあい信金)-97年3月
- 15. 三福信組の整理回収銀行へ事業譲渡・解散-97年4月
- IV. 日本版RTC設立と平成版昭和銀行の設立を
- 1. 休業銀行整理の昭和銀行設立-1927年10月
- 2. 共同債権買取機構設立-93年1月
- 3. 米国の整理信託公社(RTC)設立-89年8月業務開始
- 4. 日本版RTC設立(96年9月、東京共同銀行を改組)と平成版昭和銀行の設立を

I. 戦後銀行不倒神話の成立・崩壊と預金保険制度

1. 戦後銀行不倒神話の成立

銀行は私企業であるが、一般私企業と異なり預金という同一商品を取扱い、仕入・販売価格である預金・貸出金利は1947年12月公布施行の臨時金利調整法によって規制されてきた。このため、どの銀行も金利・金融商品は全く同一で、これらで競争することができず、また出店、新商品の開発もお上(大蔵省)次第であった。しかも、金融制度は「専門制・分業制」の垣根によって業務分野を棲分けし、新規参入はできなかった。

この規制・競争制限で銀行の預貸金シェアは維持され、競争下の他産業より高い収益をあげることができた。

このような過剰なまでの規制は、金融恐慌下の1927年3月公布の銀行法と切り離せない。銀行法は銀行の過去の不始末にかんがみ、「預金者保護」を目的とし銀行経営の健全化を図ることを最大眼目とした。もちろん、保護すべきは「預金者」で「銀行」ではないが、戦後の銀行

行政は銀行の経営保全を通じて預金者保護を図ったため、いきおい著(し)の上げ下げまで口出しする「過保護」となった。

銀行界という船団は船足のもっとも遅い船に合わせて航行するという「護送船団方式」で、経営効率の劣る銀行も温存され、「銀行は1行たりとも潰さない、潰れない」との銀行不倒神話が成立した。このような規制・競争制限、過保護行政・護送船団方式の下、銀行の創意工夫はそれが「横並び意識」が当たり前となり、私企業の大前提である自己責任原則は希薄化した。また銀行は潰れず、どの銀行の金融商品・金利も同一なので、顧客は個別銀行の信用度によって選択する必要はなく、最寄りの銀行を選択した。

2. 預金保険制度の創設(保険金の直接支払)-1971年7月

1955年ごろからいくつかの中小金融機関が破綻にひんし、他の金融機関の援助を仰ぐという事態が発生し、金融制度調査会は預金者保護の問題を採り上げた。しかし、実現したのは1971年4月に預金保険法の公布施行による。

1966年7月、大蔵省銀行局長に澄田智(きよし)が就任し「金融の効率化」を打ち出した。金融制度調

査会は「一般民間金融機関のあり方等について」(1970年7月)で、預金保険制度の導入について、次のとおり答申した。

最近ますます重要性が増加している国民大衆の預金の保護に万全を期するとともに、金融機関に対する過保護ともいべき態勢を改めて適正な競争原理を導入し、その経営の効率化を促進していく見地からは、この際、預金者保護と金融機関保護との分離を図り、預金に対する直接的な保障制度としての預金保険制度を導入することが必要であると認められる。

また、このような預金保険制度の維持は国の免許制度の下に保護され、さらに、高密度化が進みつつある信用秩序の一端をになっている金融機関として、当然の社会的な義務と考えられよう。

この答申に基づいて預金保険法は71年4月公布施行され、本法は「預金者等の保護を図るため、金融機関の預金等の払戻しにつき保険を行う制度を確立し、もって信用秩序の維持に資すること」を目的とし(第1条)、金融機関が破綻した際、預金者に直接預金を払戻し、「預金者保護」と「銀行保護」を分離した。71年7月に預金保険制度運営のため預金保険機構が発足した。

澄田智はその著『忘れがたき日々75年』で、預金保険制度創設時を次のとおり回想している。

私が銀行局長になったときは、預金保険はタブーでした。預金保険に反対する人もいた。「一度失敗したものを持ち出すものではない」という銀行局の大先輩もいて、「日本の銀行はつぶれないのだ、つぶさないのだ。銀行局はそういうつもりでやらなければいか

ん。救済合併でもなんでもして、とにかく預金は保護する。預金保険は米国の例などがあるけれども、それは日本の風土に合わない、そういう考え方が一般的でしたよ」。

このような考えが依然強かったためか、預金保険機構が発足し「預金者保護」と「銀行保護」を分離したにもかかわらず、「過保護行政・護送船団方式」は堅持され「1行たりとも潰さない、潰れない」との銀行不倒神話は続いた。

3. 預金保険制度の拡充(合併に伴う資金援助) - 1986年7月

金融制度調査会答申「金融自由化の進展とその環境整備」(1985年6月)は、金融機関の経営危機と信用秩序の維持について、金融自由化の進展下、業界の相互援助制度の強化とともに、預金保険制度の拡充・整備について答申した。

特に現行の保険金直接支払方式は「支払手続に大きな手間がかかるうえ、基金の流出額も大きなものとなる可能性がある等、その発動が必ずしも迅速、機動的かつ円滑に行いうる仕組みとなっていない」。そこで、金融自由化を展望すると、「今後、基金基盤の拡充のみならず、発動方式の多様化を図ることが適当である」とし、米国の例を参考に発動方式を検討し、資産負債継承方式、合併等に伴う資金援助方式の導入を前向き取組むべきだと答申した。

これに基づいて預金保険法の改正(1986年7月施行)で、預金保険機構は破綻金融機関を合併する金融機関に対して、資金援助制度(資金の貸付、金銭の贈与)の導入をはじめ、保険限度額の引上げ(1預金者当たり300万円→1,000万円)、保険料率の引上げ(対象預金残高の

表1 預金保険制度の拡充・整備経過

	1971年7月制度発足時	変更・追加事項(86年7月)	変更・追加事項(96年6月)
1. 対象金融機関 [法律]	銀行 相組 信金	労金が加入	
2. 資本金 [認可]	4.5億円 政府1.5億円 日銀1.5億円 民間1.5億円	4.55億円 労金が出資 (0.05億円)	一般助定 4.55億円 住専助定 50億円(政府) 計 54.55億円 <96年7月>
3. 役員 理事長、監事 理事 [大蔵大臣任命] [認可]	理事長(日銀副総裁) 理事(1名) 監事(1名)		(大蔵大臣任命) (3名以内)
4. 保険料率・一般 特別 [認可] [政令]	0.006%	<86年度> 0.012%	<96年度> 0.048% 0.036% <特例>
5. 保険料納付期日 [法律]	年度開始後3か月以内		年度開始後3か月以内、ただし1/2は 年度開始6か月後3か月以内で可
6. 保険金支払限度額 [政令]	100万円	300万円	1,000万円
7. 預金設定による支払 [法律]			導入
8. 仮払金支払制度 同限度額 [法律] [政令]		導入 20万円	導入 (97年4月)
9. 預金等債権買取制度 [法律]			導入 (97年4月)
10. 預金者代理制度 [法律]			導入
11. 資金援助制度 [法律]			破綻金融機関からの資産買取
12. 金融機関からの資産買取 [法律]		救済金融機関からの資産買取	
13. 借入金等(一般助定) (1)日銀借入限度額 [政令] (2)日銀借入返済のための金融機 関等借入 [法律]	500億円	5,000億円	1兆円

(注) 1. 相組は89年2月以降普通銀行法(89年4月、相互銀行法廃止)。
2. 預金者代理制度は「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」に規定。本法は『金融年報-96年版』16-17頁に解説。
(備考) 井出野敦弘「わが国の預金保険制度の歴史-米国の制度との比較」金融協『金融』95年5月号36-57頁は参考になる。
(出所)『預金保険機構年報-1996年度』(97年8月)28-29頁。

96年6月改正により導入された 預金保険機構の特例業務等	預金保険法による特例	住専処理関連の特例
・協定銀行に対する出資、損失補てん、債務保証、指導・助言等	・特別資金援助	・特別保険料の収納
・協定銀行が譲受けた貸付債権等の債務者に対する財産調査、債権取立て	・預金等債権の特別買取	・住宅金融債権管理機構に対する出資、助成金の交付、債務保証、指導・助言等
・破綻信用協同組合資産の買取りの協定銀行への業務委託	・官庁・公共団体等に対する照会、協力要請	・住宅金融債権管理機構が譲受けた貸付債権等の債務者に対する財産調査(前例で担保)、債権取立て
・特別資金援助	・日本銀行または金融機関等からの借入れ(一般助定とは別枠で1兆円を限度)	・官庁・公共団体等に対する照会・協力要請
・破綻信用協同組合に属する特別業務の実施のための日本銀行または金融機関等からの借入れに係る政府による債務保証	・破綻信用協同組合に係る特別業務の実施のための日本銀行または金融機関等からの借入れに係る政府による債務保証	・金融機関等からの借入れ(一般業務とは別枠で住専助定への政府貸付額<50億円>を限度)
・特別保険料の収納	・特別保険料の収納	・政府補助金、日本銀行および民間金融機関等からの拠出金の受入れ、住宅金融債権管理機構の回収に係る益金の国庫納付
・住宅金融債権管理機構に対する出資、助成金の交付、債務保証、指導・助言等	・住宅金融債権管理機構に対する出資、助成金の交付、債務保証、指導・助言等	・政府による連絡協議会の設立
・住宅金融債権管理機構が譲受けた貸付債権等の債務者に対する財産調査(前例で担保)、債権取立て	・住宅金融債権管理機構が譲受けた貸付債権等の債務者に対する財産調査(前例で担保)、債権取立て	
・官庁・公共団体等に対する照会・協力要請	・官庁・公共団体等に対する照会・協力要請	
・金融機関等からの借入れ(一般業務とは別枠で住専助定への政府貸付額<50億円>を限度)	・金融機関等からの借入れ(一般業務とは別枠で住専助定への政府貸付額<50億円>を限度)	
・政府補助金、日本銀行および民間金融機関等からの拠出金の受入れ、住宅金融債権管理機構の回収に係る益金の国庫納付	・政府補助金、日本銀行および民間金融機関等からの拠出金の受入れ、住宅金融債権管理機構の回収に係る益金の国庫納付	
・政府による連絡協議会の設立	・政府による連絡協議会の設立	

0.008%→0.012%)を図った(表1)。この改正で預金保険制度は預金者の保護を図るため、保険金支払のほか合併に伴う資金援助を行い、信用秩序の維持を図ることとなった。

次に金融制度調査会答申「金融システム安定化のための諸施策」(95年12月)は、「預金保険の発動により保護されるべきは預金者、信用秩序であり、破綻金融機関、経営者、株主・出資者、従業員ではない。従って、預金保険の発動に際しては、①破綻金融機関は存続させないこと、②経営者の退任及び民事・刑事上の厳格な責任追及が行われること、③株主・出資者の損失負担が行われること、が前提条件となる。また、資金援助方式が発動される場合には、預金保険という公的手段に頼る前に、当事者、関係者の可能な限りの努力が払われる必要があり、このため①～③に加え、徹底的な合理化計画の策定・実施や関係金融機関による可能な限りの協力が必要となる⁹⁾」と述べている。

4. 過保護行政・銀行不倒神話の崩壊

「日米円・ドル委員会報告書」(1984年5月)によって預金金利の自由化が進められ、定期預金は93年6月、流動性預金は94年10月に完了し、金融商品の弾力化も図られた。また金融制度調査会答申「新しい金融制度について」(91年6月)に基づく金融制度改革法施行(93年4月)により、銀行は業態別子会社方式で他業態に参入しうることとなり、戦後確立された「専門制・分業制」の一角が崩れた。

このように金融の自由化により規制・競争制限を取り払い金利・業務の自由化を図れば、過保護行政・護送船団方式は終焉せざるをえず、銀行不倒神話は崩壊する。

次に金融制度調査会基本問題検討委員会中間

報告「金融自由化と金融機関の経営の健全性確保について」(94年6月)は、「自由化が進展するなかで適正なリスク管理を通じ金融機関の経営の健全性を確保するためには、金融機関が自己規律による創造的経営をめざすことによりその経営の健全性を確保することを基本とし、市場のチェック機能を活用するとともに、行政が市場の補完的役割を果たしていくことが必要⁹⁾」との基本的な考え方を示し、「過保護行政・護送船団方式」¹⁰⁾との訣別を求めた。

さらに、金融制度調査会答申「金融システム安定化のための諸施策」(95年12月)は、「監督当局も行政姿勢の転換が必要で、市場機能の補完的機能を果たすことを基本として、透明性の高い新しい行政手法の導入とともに、検査・モニタリング体制の整備・充実を図ることにより金融機関経営の健全性確保を促していく必要がある⁹⁾」とした。

このように金融行政は保護的規制行政から市場によるチェック機能を一層活用する行政への大胆な転換が求められた⁹⁾。特に米国にならって⁹⁾、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律(96年6月公布)で、98年4月から自己資本比率に従い、監督当局が適時・適切に是正措置を発動し、金融行政の透明性確保に資することとした⁹⁾。金融制度調査会答申「我が国金融システムの改革について」(97年7月)は、「現在我が国の金融行政は自己責任原則の徹底と市場規律に立脚した透明性の高い新しい行政への転換が進められているが、先般の金融三法の成立を受け98年4月から導入されることとなった早期是正措置は、今後の新しい金融行政の中核的手法となる¹⁰⁾」と述べている。

5. 破綻に備え預金保険制度の拡充強化 - 1996年6月

金融制度調査会は「金融システム安定化のための諸施策」(95年12月)で、相次ぐ金融機関の破綻により預金保険制度の拡充強化、特に当面の破綻処理のための時限的枠組と今後5年間に生ずる信組の破綻処理を円滑に行うための時限的な受け皿・回収機関として東京共同銀行を抜本的に改組し、整理回収銀行とすることを答申した¹¹⁾。

これを受けて預金保険法を改正(96年6月公布施行)、その要点は次のとおり¹²⁾(表1)。

恒久的な変更(本則の改正)と2000年度(2001年3月末)までの時限的枠組(附則の改正)に分けられる。

恒久的な変更-預金保険機構による預金買取制度の導入

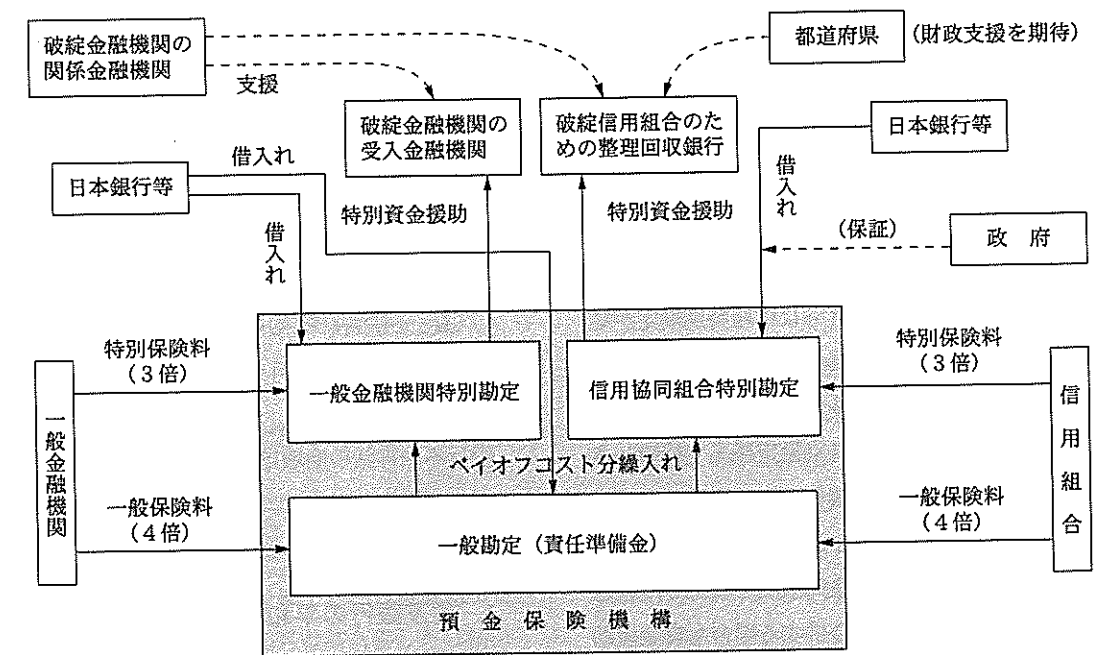
金融機関の破綻に伴いペイオフ(1,000万円以下の預金に限って保険金を支払い全額保護、1,000万円を超える預金には破綻金融機関の残余財産に応じた清算配当のみが支払われる制度)が行われる場合に、1,000万円超の預金を概算払率で買い取る。

大蔵省は2001年3月までペイオフを実施しない方針を打ち出している¹³⁾ので、預金買取という新しい機能は、実際には2001年度以降に初めて効力を発揮することになる。

破綻処理のための時限的枠組

これまでわが国では、金融機関の破綻時にペイオフが実施された例はなく、預金保険機構の救済銀行に対する資金援助により処理してき

図1 金融システム健全化のための時限措置(5年間)



(出所) 山口公生「今後の銀行行政について」『資本市場』97年1月号41頁。

た。しかし、その援助額はペイオフ実施に要するコスト（ペイオフ・コスト）が上限であった。例えば、兵庫銀行の損失額は8,161億円、この事業を譲り受けたみどり銀行はペイオフ・コスト（4,734億円）が上限なので、預金保険機構の資金援助額は4,730億円にとどまったので、銀行に「奉加帳」を回し、出資を募らざるをえなかった。そこで、ペイオフ・コストを超える資金援助ができることとした。

その財源として、従来の通常保険料に加えて特別保険料を徴収する。また、特別保険料を経理するための勘定として、信組の破綻に対応するための信組特別勘定と、信組以外の業態のための一般金融機関特別勘定が新設された。特別勘定の保険料率は保険対象預金残高の0.036%、通常保険料率も96年度から従来の4倍の0.048%に引き上げられ、料率は合計で従来の7倍となった。

整理回収銀行の設立

信組破綻の受け皿機関として整理回収銀行¹⁰⁾（96年9月、東京共同銀行を抜本的改組）を設立、預金保険機構は同銀行と協定を締結する（このため整理回収銀行は協定銀行と呼ばれる）。信組の破綻時には整理回収銀行が破綻信組から資産を買い取るが、その際に預金保険機構が資金援助を行う。さらに信組特別勘定が底をつき借入を行う場合には、政府が債務保証を行う。そして、2001年3月末の借入金（累積欠損金）が一般金融機関特別勘定残高で補填しきれない場合には、保証債務の形で財政資金を投入する（図1）。

さらに、大蔵省は預金保険法を改正し、経営不振の金融機関同士が合併する場合も資金援助の対象とする方針である¹¹⁾。

次に預金保険機構は97年6月26日、次のとお

り96事業年度決算の概要を公表した¹⁰⁾。これは、96年6月の預金保険法改正により、一般金融機関特別勘定、信組特別勘定、住専勘定が設置された後、初めての決算である。

1. 預金保険にかかる勘定 (単位: 億円)	
(1) 保険料収入	合計4,620
①一般勘定	2,640
②一般金融機関特別勘定	1,903
③信用協同組合特別勘定	77
(2) 資金援助総額	合計13,131
(表4の⑩⑪の2件, ⑫~⑮の4件)	
①一般資金援助 2件	1,175
②特別資金援助 4件	11,956
(3) 責任準備金等残高 (期末)	
①一般勘定	153
②一般金融機関特別勘定	1,901
③信用協同組合特別勘定	△6,007
	(繰越欠損金)
(4) 日銀借入金残高	5,321
	(信組特別勘定)
(5) 整理回収銀行関係	
①出資	1,200
②債務保証	4,140
2. 住専勘定	
(1) 住管機構への出資	2,000
(2) 緊急金融安定化基金関係	
政府補助金	6,800
住管機構に対する助成金	6,800
(3) 金融安定化拠出基金関係	
拠出金9,070億円にかかる運用収入の基金繰入	39
(4) 債務保証	38,630

II. 金融機関の破綻と処理

(1986年10月~94年10月)

銀行不倒神話の崩壊は、次の金融機関の破綻処理の変遷をたどれば、おのずから明らかである。

1. 住友銀行の平和相銀救済合併 - 86年10月

平和相銀（本店東京都）は創業者小宮山英蔵

表2 相銀・第二地銀の合併転換

実行年月日	合併・転換	行数 (第二地銀)
1986. 10. 1	住友銀行の平和相銀救済合併	
91. 4. 1	山陰合同銀行・ふそう銀行の合併→山陰合同銀行	
4. 1	八千代信金の普銀転換→八千代銀行 (第二地銀)	67 (91年4月末)
92. 4. 1	熊本銀行・肥後ファミリー銀行の合併→熊本ファミリー銀行	66 (92年4月末)
4. 1	伊予銀行の東邦相銀救済合併	
93. 4. 1	羽後銀行・秋田あけぼの銀行の合併→北都銀行	65 (93年4月末)

(注) 1. 相銀は89年2月1日~90年8月1日に67行が普銀転換。残る相銀1行は東邦相銀。

2. 97年3月末第二地銀数は65行。

3. 94年4月、東北地方に本拠を置く第二地銀の北日本銀行・徳陽銀行・殖産銀行の3行は、95年1月に合併して平成銀行となると発表した。しかし、徳陽銀行の不良債権が多く合併は失敗に終わった（96年6月26日付『日経金融新聞』後藤新一「銀行落城」51）。

(備考) 本合併・転換は後藤新一著『無尽・相銀合同の実証的研究』（日本金融通信社、94年5月）445-449、484-499頁に解説。（出所）『銀行局金融年報』より作成。

の死後内紛が続き¹²⁾、多額の不良債権をかかえ、その再建が問題となった。平和相銀が自主再建を断念し住友銀行との合併を進めたのは、

①大蔵省検査の結果、完全に焦げついて回収不能な融資と回収が難しく損失と見込まれる融資を合わせ不良債権が1,890億円と多額にのぼり、②預金減少により資金繰りが著しく悪化し、日銀借入残高が1,000億円を超えたこと（86年2月10日）による。

86年10月住友銀行は平和相銀を吸収合併した（表2）。その理由は「合併するメリットは優れた店舗網（首都圏101）を持ち、不良債権の償却があっても全員一致すればそれにまさること」、平和相銀は「住友銀行は内容のいい銀行で、行員の処遇などでも大変な理解を示してくれた」ことによる¹³⁾。

2. 東海銀行の三和信金救済合併 - 91年10月

三和信金（本店東京都）は株の仕手筋や不動産関連業者への融資でつまづき、資金援助をしていた東海銀行が91年10月救済合併した（初の都銀の信金合併）（表3）。三和信金の首都圏13店舗取得の合併である¹⁴⁾。

3. 伊予銀行の東邦相銀救済合併 - 92年4月

東邦相銀（本店松山市）は坪内壽夫の率いる来島どつくグループ入りし、「坪内銀行」とさえ呼ばれた。一時は急成長したが、86年6月来島グループの経営危機が表面化し、東邦相銀は多額の不良債権をかかえ経営難に陥った。自主再建を目指したが、信用不安が高まり合併に追い込まれた。しかし、救済合併する銀行はなく、地元の伊予銀行が大蔵省の強い要請により92年4月やむなく吸収合併した（表2）。預金保険機構は伊予銀行に80億円貸付（表4）、資金援助制度創設（86年7月）以来始めてである¹⁵⁾。

伊予銀行は当初救済合併を渋った。しかし、預金保険機構の資金援助（貸付）が救済合併の決め手となったことを、頭取水木儀三は次のとおり率直に語っている。

91年3月大蔵省銀行局から正式な申入れがあった。3月から6月まで15回東京の本省にまいり具体的な交渉をした。そこで、預金保険機構からの援助の話が出され、受けざるを得なくなった。正直に言って、合併のメリッ

表3 信用金庫の合併転換・解散
()内は合併等直前月末預金高 (単位 億円)

年度	実行年月日	都道府県別	合併等区分	合併事項等	年度間件数, 減少	年度末数
90	90. 4. 1	広 島	同 種	呉 (3,409), 呉中央 (761) → 呉	" 3件 △ 3	451
	4. 1	富 山	"	新川 (700), 水橋 (226) → 新川水橋		
	10. 1	東 京	"	神田 (1,114), 神田商工 (142) → 神田		
91	91. 4. 1	山 口	"	柳井 (563), 徳山 (210), 下松 (114) → 東山口	同種 7件 異種 1件 転換 1件 計 △11	440
	7. 17	神 奈 川	"	湘南 (5,298), 茅ヶ崎 (692) → 湘南		
	9. 17	"	"	三浦 (3,941), 藤沢 (1,038) → 三浦藤沢		
	9. 17	北 海 道	"	北海 (1,758), 長万部 (72) → 北海		
	10. 7	福 井	"	三国 (646), 丸岡 (682) → 福井中央		
	92. 2. 3	東 京	"	大同 (3,085), 共栄 (1,838) → 西京		
	3. 1	群 馬	"	桐生 (2,149), 桐生中央 (194), 上毛 (192) → 桐生		
91. 10. 1	東 京	異 種	東海銀行, 三和 (1,786) → 東海銀行			
4. 1	"	転 換	八千代 (14,833) → 八千代銀行			
92	92. 4. 6	"	同 種	渋谷 (2,552), 東邦 (1,747) → 平成	同種 4件 異種 1件 計 △ 5	435
	6. 1	大 分	"	別府 (1,725), 府内 (313) → 別府		
	9. 23	神 奈 川	"	小田原 (3,093), 足柄 (883) → さがみ		
	10. 12	福 島	"	磐洋 (1,032), 平 (570) → ひまわり		
	10. 1	大 阪	異 種	三和銀行, 東洋 (2,344) → 三和銀行		
93	93. 4. 5	東 京	同 種	東武 (4,662), 三光 (343) → 東武	同種 5件 事業譲渡 1件 計 △ 7	428
	11. 1	京 都	"	伏見 (8,339), 西陣 (1,917) → 京都みやこ		
	11. 1	和 歌 山	"	紀州 (2,623), 和歌山 (1,831), 南海 (605) → さのくに		
	11. 1	広 島	"	庄原 (343), 三次 (245) → 広島みどり		
	94. 2. 7	群 馬	"	前橋 (1,827), きゅうじょう (758) → 群馬中央		
93. 10. 1	岩 手	事業譲渡	釜石 (420)			
94	94. 4. 18	大 阪	同 種	豊中 (2,236), 大阪殖産 (917) → 水都	同種 7件 計 △ 7	421
	5. 30	千葉・東京	"	市川東葛 (2,842), 城東 (1,735) → 東京ベイ		
	7. 11	兵 庫	"	関西 (1,955), 西宮 (1,243) → 関西西宮		
	8. 1	岡 山	"	岡山市民 (1,688), 西大寺 (449) → 岡山市民		
	10. 17	大 分	"	中津 (493), 昭和 (342) → 中津		
	11. 7	広 島	"	三原 (1,274), 尾道 (253) → かもめ		
	95. 2. 6	秋 田	"	島海 (413), 矢島 (257) → 羽後		
95	95. 4. 1	"	"	秋田 (512), 土崎 (399) → 秋田	同種 3件 異種 1件 計 △ 5	416
	5. 22	島 根	"	浜田 (526), 江津 (236) → 日本海		
	10. 16	岡 山	"	新見 (230), 備北 (426) → 備北		
	96. 1. 16	京 都	異 種	北京都 (1,069), 網野 (545), 丹後中央 (608), 丹後織物信組 (669) → 京都北部		
96	96. 8. 26	青 森	同 種	青森 (399), 北奥羽 (1,135) → あおもり	同種 5件 事業譲渡 1件 計 △ 6	410
	10. 7	東 京	"	朝日 (12,132), 浅草 (346) → 朝日		
	10. 14	広 島	"	福山 (607), 鞆 (708) → 福鞆		
	10. 21	福 岡	事業譲渡	行橋 (99) → 北九州八幡		
	97. 3. 17	東 京	同 種	武蔵野 (511), 王子 (11,076) → 王子		
3. 24	秋 田	"	能代 (217), 大曲 (342) → 秋田ふれあい			

(注) 武蔵野信金は芝, 西京, 平成, 東京, 多摩中央の各信金へ一部事業譲渡し, 王子信金と合併。
(出所) 全信連総合研究所調, 『銀行局金融年報』より作成。

表4 預金保険機構の資金援助

実施年月日	資金援助先・援助額	ペイオフコスト 億円	破綻金融機関損失額 億円
① 1992. 4. 1	東邦租銀を救済合併した伊予銀行に80億円金銭貸付(20億円の金銭贈与相当額)	221	221
② 10. 1	東洋信金を救済合併した三和銀行に200億円金銭贈与	1,370	1,370
③ 93. 10. 1	釜石信金の事業を譲り受けた岩手銀行に260億円金銭贈与	305	305
④ 11. 1	大阪府民信組を救済合併した信組大阪弘容に199億円金銭贈与	456	456
⑤ 95. 3. 13	信組岐阜商銀を救済合併した信組関西興銀に25億円金銭贈与	88	88
⑥ 3. 20	東京協和・安全2信組の事業を譲り受けた東京共同銀行に400億円金銭贈与	1,196	1,196
⑦ 7. 31	友愛信組の事業を譲り受けた神奈川県労金に28億円金銭贈与	78	78
⑧ 96. 1. 29	兵庫銀行の事業を譲り受けたみどり銀行に4,730億円金銭贈与	8,161	8,161
⑨ 3. 25	コスモ信組の事業を譲り受けた東京共同銀行に1,250億円金銭贈与	2,575	2,575
⑩ 8. 19	福井県第一信組の事業を譲り受けた福井銀行に6億2,000万円金銭贈与 しかし, 不良債権額の減少により97年1月20日に1億200万円減額し5億1,800万円とする	9	9
⑪ 9. 17	太平洋銀行の事業を譲り受けたわかしお銀行に1,170億円金銭贈与	1,238	2,670
⑫ 11. 5	山陽信組の事業を譲り受けた淡陽信組に129億円金銭贈与, 山陽信組の資産買取り33億円	53	136
⑬ 11. 5	けんみん大和信組の事業を譲り受けた淡陽信組に108億円金銭贈与, けんみん大和信組の資産買取り38億円	45	109
⑭ 97. 1. 20	大阪信組の事業を譲り受けた東海銀行に1,697億円金銭贈与, 大阪信組の資産買取り829億円	729	1,855
⑮ 2. 24	木津信組の事業を譲り受けた整理回収銀行に1兆340億円金銭贈与	5,146	10,700
⑯ 4. 21	三福信組の事業を譲り受けた整理回収銀行に262億円金銭贈与		

(注) ①~⑯は特別資金援助。
(出所) 実施年月日, 資金援助先・援助額は『預金保険機構年報 1996年度』(97年8月) 126頁, 破綻金融機関損失額は『金融破綻局か再生か』(97年2月) 126頁, 参議院大蔵委員会調査室『参議院金融問題等に関する特別委員会審議要録 第一第136回国会』(96年12月) 186, 188頁(大蔵省資料)。この金額は一般に公表されていない。

トはない。住友銀行と平和相銀の合併とは違う。東邦相銀と伊予銀行は同じ地域に店舗があり、東邦の44店舗のうち30店は私どもの支店から500メートル以内にある。支店が増えるわけでもなし、債務と500名余の東邦の行員を抱えるから、預金保険から援助を受けても荷は重い。しかし、最終的には地域経済の安定・信用秩序の維持という社会的責任を果たすため合併に踏み切った。この大義名分があるならば、仮に血を流そうとも株主や利用者、行員にも納得してもらえ。地元の相銀の苦境を傍目で見ているわけにはいかない²¹⁾。

4. 東洋信金の分割・三和銀行の救済合併—92年10月

株式相場下落で投資資金に行き詰った大阪ミナミの料亭経営者尾上縫が東洋信金支店長前川朝美と共謀して同信金の定期預金証書を偽造(総額3,420億円)、これを担保に銀行・ノンバンクから多額の融資を受けていたことが91年8月に発覚した。

大蔵省は三和銀行が丸ごと救済合併する構想を立てた。その理由は、東洋信金には前川等三和銀行出身者が多いことによる。これに対して、三和銀行は「当行の出身者が再就職先として東洋信金に行っているが、資本・系列関係もない。大阪の店舗を得ても何の利点もない。金融自由化を迎え経営に厳しさを増す今、不良資産を抱え込む合併は考えられない」と拒否した。

そこで、大蔵省は三和銀行の負担を軽くすることで救済合併を呑ませたが、その骨子は次のとおり(92年4月28日発表)。

東洋信金の偽造預金証書を担保とする債権

は、①日本興業銀行・富士銀行は債権額の70%、ノンバンクは42.2%放棄、②放棄以外の債権額分(1,300億円)を東洋信金は和解金として92年10月1日に一括して支払う。

分割・譲渡を骨子とする合併内容は、東洋信金の全30店舗(営業権)、従業員670名のうち、①大阪府下信金に25店舗と大半の従業員を分割譲渡し、②残りの5店舗は三和銀行が引き継ぎ、92年10月1日に合併し(表3)、預金保険機構は200億円贈与する。

東洋信金の和解金支払1,300億円は大阪府下信金、三和銀行への店舗等の譲渡代金500億円で捻出し、残額800億円は三和銀行が合併時に長期立替払する。これに対して興銀は500億円、全信連は100億円を三和銀行に合併期日から10年間低利融資する。

ところで、大蔵省は「関係金融機関の全員参加型の処理で、混乱を防ぐためには最良の方法であった」と自画自賛したが(92年4月30日付『朝日新聞』)、従来型の大銀行頼みの救済合併が限界にきたことを如実に示した。特に信用秩序の維持が重要とはいえ、不正事件で危機に陥った信金を総がかりでなぜ救済したか、預金保険機構がなぜ預金者に直接預金の払戻しをしなかったか、の疑問は残る²²⁾。また、このような事件により東洋信金が破綻した背景には、拡大一本槍の脇の甘すぎた経営があった。経営責任が追及されるべきであったが、理事長以下全役員の退任にとどまった²³⁾。

5. 釜石信金の分割事業譲渡・解散—93年10月

釜石信金は釜石市の基幹産業である製鉄所の撤退、200カイリ問題による漁業の不振に加え乱脈融資で、不良債権は増加、経営は悪化

し、90年12月から全信連・関係金融機関の資金援助(低利融資)を受けたが、89~91年度に3期連続して経常利益は赤字となった。このため救済合併か事業譲渡かを選ばざるをえず、関係金融機関が合併を断った結果、釜石信金は臨時総代会(93年6月29日)で93年10月1日に事業譲渡・解散を決定した(表3)。この信金解散は不動信金²⁴⁾(東京都、1964年3月)、川崎信金²⁵⁾(福岡県、1971年1月)に次ぐ戦後3度目である。

釜石信金は譲渡時に預金420億円、貸出金380億円、12店舗、出資金37億円で、その処理は次のとおり。

①貸出金380億円のうち34億円を釜石信金が償却、その損失を岩手銀行が引き継ぐ。

②貸出金(380億円-34億円=346億円)のうち262億円(簿価)を63億円(時価)で、社団法人東北しんきんファクタリングに売却する。釜石信金はその差額199億円を売却損として計上する。

東北しんきんファクタリングが時価で買い取った貸出金63億円のうち回収可能な28億円は回収に努め、残り35億円は信金業界の支援金により償却する。

③残った貸出金(346億円-262億円=84億円)、預金、店舗は岩手銀行はじめ地元6機関が譲り受けた。

④預金保険機構は岩手銀行に260億円贈与。

⑤出資者の出資は不良債権の償却財源に充当すべきだ。しかし、出資金を返還しないと取付けが懸念されたので、全信連が釜石信金に代わって出資金を払い戻した。

この方式は米国の破綻銀行処理の資産・負債承継方式に近い²⁶⁾。次に乱脈融資の理事長は背任罪で告発されたが、93年12月に不起訴処分と

銀行不倒神話の崩壊と1986年以降の金融機関破綻

なった。さらに大蔵省が打ち出した責任追及は理事長に対する私財提供の要求で、800万円の支払が確約された²⁷⁾。

6. 信組大阪弘容の大阪府民信組救済合併—93年11月

大阪府民信組はイトマン事件で起訴された許永中らの金庫番と言われ、南野洋(元理事長)の特定企業グループへの貸出偏重で破綻した。

新千里ビル(南野がオーナー)のメインバンク富士銀行は、南野が府民信組の理事長に就任の1986年5月から取引を始め、人を派遣し支配下に置いた。90年11月イトマン事件が連日マスコミで報道されると、府民信組に飛び火し、富士銀行の紹介預金を中心に引き出され(預金高90年10月末3,560億円、11月末2,884億円、減少676億円)、富士銀行は融資した。

その後も府民信組の預金は減り、再建をめぐり大阪府、富士銀行で意見の対立があったが、91年5月に次の再建策が決定された。

①伊藤壽永光、許永中関連会社向け不良債権950億円を分離する。

②新千里ビル95%、富士銀行5%出資で設立の新千里興産(摂津市)が分離した債権の受け皿となり、富士銀行の資金援助を受け債権回収にあたる。

③南野は理事・会長に退き、後任の理事長は府庁OB(元大阪府理事岸本一夫就任)とする。

④役員数削減、店舗統廃合により大阪府民信組の規模を縮小する。

しかし、この再建策には大阪府の支援金額の明示がなく、「これで府民信組の信用不安がなくなるか」との疑問の声がでた。

府OBらの経営陣で自主再建を図ったが、地

価下落で債権回収は困難となり、本支店(16)の統廃合、営業権の売却も進まず、92年度の当期損失は13億円となり、積立金の取崩しで補填し、行き詰りは時間の問題となった。そこで、大阪府は自主再建を断念、信金同士の合併を図り、信組大阪弘容を合併先としたのは「経営規模が比較的大きく、堅実で経営基盤が優れ、店舗網が重複しない」ことに加え、府の元出納長が理事長であったことによる。

93年11月信組大阪弘容は大阪府民信組を救済合併したが、合併・支援計画の骨子は次のとおりで、釜石信金同様の不良債権分離方式である。

①府民信組は合併前に、全債権940億円のうち破綻先・延滞分と将来不稼働化の恐れのある債権の合計額550億円を350億円(時価)で大阪信組協に譲渡、損失を確定する。

②大阪弘容はこの損失と府民信組の収益悪化を補填するため預金保険機構に資金援助を要請する。機構は93年11月199億円贈与した(表4)。

③不良債権の受け皿の大阪信組協に債権回収、償却費用のため、大阪府・全信組連・富士銀行・大和銀行は低利融資600億円を支援する(年間24億円、14年)。

また信組大阪弘容の合併に伴う諸費用のため関係機関は100億円支援する(年間4億円、10年)²⁸⁾。

7. 松浦信組の事業譲渡・解散—94年10月

佐賀県下信組は県の指導により地域信組は佐賀東、佐賀西の2信組に漸次集約された。しかし、松浦信組は地域の経済的衰退と乱脈融資により不良債権が増加し、合併から取り残された。

90年6月県が検査、91年3月佐賀銀行から理事長、県から専務理事、佐賀西信組から幹部役員を派遣して再建に努めた。91年度末に5店舗のうち2店舗を都銀に売却し不良債権償却、電算機導入を図ったが、店舗は売却できず、損失は92年度1,700万円、93年度2,300万円にのぼった。そこで、自主再建を断念し、合併による再建を模索したが、佐賀銀行、佐賀西信組は救済合併に応じなかったため、整理に着手した。

94年4月26日付『朝日新聞』夕刊が「松浦信組が解散へ」とスクープすると、26日夕に県は急遽記者会見し、松浦信組を94年10月1日、佐賀銀行に事業譲渡・解散すると発表した。

松浦信組は譲渡時に貸出金23億円、預金31億円、5店舗で、その処理は次のとおり。

①5店舗は不動産として佐賀銀行が引き継ぎ、現在地での営業は行わない。

②預金の全額と貸出金のうち回収可能な10億円は近隣の佐賀銀行支店が引き継ぐ。

③残りの不良貸出13億円は県信組協が薄償で引き継ぎ、今後回収に努める。これに出資金の支払等を加えた15億1,500万円は佐賀県・全信組連各5億7,000万円、佐賀県信組協、九州信組協合せて1億3,000万円、佐賀銀行2億5,000万円分担保支援し、松浦信組に一括入金、バランスシートの欠損を補填し解散した。

④出資金(1億5,000万円)は原則として出資者に返還する。

⑤佐賀銀行は職員の引き継ぎを行わない。再就職は松浦信組、県と関係者が連携して就職情報の収集、紹介、斡旋に努める。

釜石信金と同じく出資者は保護された。しかし、松浦信組の解散は戦後初の従業員全員が退職し、預金者保護と同時に従業員の雇用確保という従来の合併の常識を覆す前代未聞の厳しい

表5 信用組合の合併・事業譲渡・解散

()内は合併等直前月末預金高(単位 億円)

年度	実行年月日	都道府県別	合併等区分	合併事項等	年度間件数、減少	年度末数
90	90. 4. 1	秋田	同種	北秋(129) 秋田商工(91) 鹿角(64) →秋田県	同種6件 △ 7	407
	4. 1	茨城	"	茨城県(5,728) 大子(24) →茨城県		
	4. 1	東京	"	都民(870) 向島(75) →都民		
	4. 1	千葉	"	君津(644) 安房(79) →君津		
	4. 1	"	"	長生(759) 長狭(141) →房総		
	4. 2	群馬	"	北毛(614) 吾妻(461) →かみつけ		
91	91. 4. 1	"	同種	新町(551) 群馬県商工(405) →けんしん	同種8件 △ 8 異種2件 △ 2 計 △ 10	397
	4. 1	岡山	"	笠岡(939) 岡山富士(110) →笠岡		
	4. 1	鹿児島	"	鹿児島興業(428) 南薩(37) →鹿児島興業		
	10. 1	兵庫	"	富士(369) みなと(112) →富士		
	10. 1	佐賀	"	佐賀東(445) 鳥栖(15) →佐賀東		
	10. 7	青森	"	青森県(1,193) むつ(410) →青森県		
	12. 2	大阪	"	大阪大和(870) 室(154) →大阪大和		
	92. 3. 30	広島	"	広島県(1,674) 因島(101) →広島県		
	91.10. 1	静岡	異種	スルガ銀行 熱海(100) →スルガ銀行		
	10. 1	大阪	"	近畿銀行 大阪復興(117) →近畿銀行		
92	92. 4. 1	神奈川	同種	逗子(497) 横浜(182) 金港(79) →神奈川県	同種3件 △ 4	393
	10. 1	兵庫	"	神戸大和(265) 兵庫県民(92) →けんみん大和		
	10. 1	大阪	"	大阪(2,912) 淀川(104) →大阪		
93	93. 7. 1	大阪、隣県	同種	大阪興銀(9,766) 神戸商銀(1,286) 奈良商銀(360) 和歌山商銀(317) 滋賀商銀(169) →関西興銀	同種4件 △ 8 異種2件 △ 2 計 △ 10	383
	7. 26	神奈川	"	川崎商工(226) 横浜第一(152) 川崎(72) →神奈川商工		
	9. 27	東京	"	いちば(277) 東京食品(262) →東京食品		
	11. 1	大阪	"	大阪弘容(2,347) 大阪府民(1,255) →大阪弘容		
	4. 1	東京	異種	三菱銀行(334,746) 霞ヶ関(374) →三菱銀行		
	10. 1	宮崎	"	宮崎太陽銀行(3,774) 日向市(46) →宮崎太陽銀行		
94	94. 4. 1	群馬	同種	東毛(551) 群馬(422) →あかぎ	同種5件 △ 6 異種1件 △ 1 事業譲渡3件 △ 3 計 △ 10	373
	4. 1	東京	"	中ノ郷(731) 墨田(121) →中ノ郷		
	8. 1	山梨	"	都留(2,911) 上野原(188) →都留		
	9. 5	島根	"	出雲(547) 大社(283) 平田(72) →出雲		
	95. 3. 13	大阪、岐阜	"	関西興銀(11,619) 岐阜商銀(154) →関西興銀		
	94.12. 1	神奈川、東京	異種	湘南信金 東京大和(166) →湘南信金		
	10. 1	佐賀	事業譲渡	松浦(31)		
95. 3. 20	東京	"	東京協和(565) 安全(536) →東京共同銀行			
95	95. 7. 28	神奈川	"	友愛(389) →神奈川県労金	異種1件 △ 1 事業譲渡2件 △ 2 解散1件 △ 1 計 △ 4	369
	96. 1. 16	京都	異種	丹後織物(609) 京都信金(1,069) 網野信金(545) 丹後中央信金(608) 一京都北部信金		
	3. 25	東京	事業譲渡	コスモ(1,167) →東京共同銀行		
	3. 29	兵庫	解散	兵庫県職員(36)		
96	96. 8. 19	福井	事業譲渡	福井県第一(11) →福井銀行	異種1件 △ 1 事業譲渡5件 △ 5 計 △ 6	363
	10. 1	茨城	異種	常陽銀行 茨城中央(73) →常陽銀行		
	11. 5	兵庫	事業譲渡	けんみん大和(281) 山陽(515) →淡陽		
	97. 1. 20	大阪	"	大阪(401) →東海銀行		
2. 24	"	"	木津(445) →整理回収銀行			

(注) 1. 97年3月末信組数363は地域292、業域38、職域33。
2. 休業中の東淡、徳島県信組を除く。
(出所) 全国信用組合中央協会調、『銀行局金融年報』より作成。

内容となった²⁰⁾。

以上の(1)~(7)の破綻原因をみると、(1)平和相銀(2)三和信金(3)東邦相銀(5)釜石信金(6)大阪府民信組(7)松浦信組は乱脈融資・偏重貸出、(4)三和信金は甘すぎた経営と定期預金が偽造されたことで、金融の自由化とは直接関係ない。

いずれも預金者保護・信用秩序の維持を大義名分とするが、店舗網の魅力による救済合併は(1)(2)のみである。他は大蔵省・日銀・県の強い要請によるもので、(3)は預金保険機構の資金貸付でようやく合併し、その後、救済合併は預金保険機構の資金贈与が常道となった。(4)は三和銀行の強い反対で、大銀行丸抱えの救済合併が困難になったことを示す。(5)(7)は事業譲渡・解散である。この破綻金融機関の処理方式の変化より「不倒神話」は崩れた。

Ⅲ. 95年以降の金融機関破綻

1. 東京協和・安全2信組破綻—94年12月と東京共同銀行営業開始—95年3月

東京協和・安全2信組破綻—94年12月

高橋治則はイ・アイ・イ社長に83年1月、東京協和信組理事長に84年5月就任し、両社の関係は緊密となった。高橋は事業欲が強く、ホテル、ゴルフ場の建設、豪州などの海外不動産投資に力を入れた。この金融を積極的に支援しメインバンクとなったのは日本長期信用銀行で、人を派遣し、また東京協和信組の大口出資者となった。

しかし、バブル崩壊によりイ・アイ・イ・グループの経営が悪化すると、東京協和信組は一段と同グループの資金調達機関化した。特に長銀が93年7月に支援を打ち切ると、組合員以外か

ら高利の大口預金吸収に奔走し、グループの資金に充当した結果、経営悪化により不良債権は急速に増加した。

安全信組理事長は鈴木紳介^{しんすけ}で、高橋は鈴木を弟分とし、両信組を事実上支配した。鈴木は関連のゴルフ場、不動産会社への情実融資、イ・アイ・イ・グループへの融資を拡大し、これら融資がバブル崩壊により不良債権となった。

次に2信組の乱脈経営による破綻は典型的事例なので、その実態を詳しくみよう。

(1) 不良債権

93年7月(大蔵省・東京都合同の特別検査時)で、融資総額に占める不良債権比率は東京協和信組67.2%、安全信組88.8%にのぼった(表6)。この検査結果に基づく東京都の2信組に対する示達書は「公的金融機関本来の性格に反するような業務運営が行われ、財務内容も実質債務超過で健全性が失われている」とし、数多くの改善を求めた。その上で「大幅な改善がみられない場合、貴組合の存続はもとより預金者保護のみならず金融全般への影響が懸念され、理事長以下役員の法的問題などの経営責任が憂慮される」と異例の警告をした。

東京都は理事解任命令、業務停止命令の発動を検討した。しかし、高橋理事長を解任すると、個人的関係で集めた大口預金が一気に流出する。業務停止命令は破綻と同じだから決断できない。監督下でない長銀に支援要請もできない。このため東京都は高橋理事長関連融資に追加担保、回収促進などのその場しのぎの手しか打てなかった。

大蔵省銀行局中小金融課は幻に終わった東北3行合併による平成銀行の準備に追われ、2信組の事態をそれほど重く見ていなかった。長銀はイ

表6 東京協和・安全信組融資の不良債権

(単位 100万円)

	融資総額(A)	不良債権					分類率($\frac{B}{A}$)	欠損見込額
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	分類計(B)			
東京協和信組	93年7月(a)	90,745	30,891	30,058	8	60,957	67.2%	15,037
	94年6月(b)	105,328	49,740	13,524	19,568	82,832	78.6	30,434
	増減額(b-a)	14,583	18,849	△16,534	19,560	21,875		15,397
安全信組	93年7月(a)	89,059	10,318	68,734	4	79,056	88.8	34,372
	94年6月(b)	103,808	10,135	10,953	73,032	94,120	90.7	81,388
	増減額(b-a)	14,749	△183	△57,781	73,028	15,064		47,016

(注) Ⅱ分類は一部返済が滞っているが回収見込のある債権、Ⅲ分類は半分程度が回収不能な債権、Ⅳ分類は全く回収不能な債権。

(備考) 本資料は日銀が両信組の解散が決まった94年12月9日に日銀政策委員会に報告したもので、95年3月7日に衆院予算委員会に提出。

(出所) 95年3月9日付『読売新聞』(原資料:東京都の示達書)より作成

・アイ・イの支援打ち切りで東京協和信組は視野から遠のいた。

その後、2信組理事長は東京都の業務改善指示を全く無視し、一層乱脈経営を続けた。その結果、94年6月(特別検査時)で、融資総額に占める不良債権比率は東京協和信組78.6%、安全信組90.7%と高まった(表6)。

93年7月の特別検査後に抜本策をとっておれば、事態は悪化せず、2信組の受け皿として日銀出資の東京共同銀行を設立せずに、ほかに手があつたらう。その意味で東京都・大蔵省の責任は厳しく問われるべきだ。

(2) 自己貸

94年3月末で融資額のうち理事長関連は東京協和信組66.5%、安全信組60.3%、そのうち不良債権は東京協和信組94.9%、安全信組99.5%にのぼった。

理事長が自らの企業へ融資することは「理事による自己契約」に相当し、理事会の承認を要するが、両理事長は理事会に諮らずに自己貸を強行した。

(3) 大口融資

大蔵省「信用組合基本通達について」で、信組の大口融資は自己資本の20%を超えてはならない。2信組は1967年度の検査で大口融資規制違反が発覚し、その後逐年増加した。94年6月の特別検査時で、貸出総額に占める規制超過額の割合は東京協和信組81.4%、安全信組88.9%にのぼり、その多くは焦げ付いた。

(4) 大口預金

2信組は大口融資・自己貸を続け、その資金は高利の大口預金でまかなった。94年11月末で、2信組の1,000万円以下の預金はわずか10.9%、1億円超は59.2%にのぼった。

(5) 粉飾決算

94年3月期に2信組の不良債権は巨額にのぼり「実質赤字」(都の示達書)である。しかし、2信組は決算で「追い貸し」による架空の利息収入を計上し表面利益をよそおい配当をした。東京都は「経理基準の逸脱」で粉飾決算と認定した。

表7 1965年以降の日銀法25条に基づく特別融資・出資

(96年12月末)									
対象期間	山一証券	大井証券	東京共同銀行	コスモ信組	木津信組	兵庫銀行	みどり銀行	新金融安定基金	阪和銀行
発動時期	65年6~7月	65年7~8月	95年1月	95年8月~96年3月	95年8月~97年2月	95年8月~96年1月	96年1月	96年10月	96年11月~
返済	69年9月	69年7月		96年3月	97年2月	96年1月	期間10年	基金業務終了時	
金額	282億円	53億円	200億円	1,980億円 (1,120億円)		6,120億円 (5,700億円)	1,100億円	1,000億円	
形態	富士ほか2行に対する貸出	三井信託ほか1行に対する貸出	出資	全国信用協同組合連合会に対する貸出	貸出	貸出 (劣後特約付)	資金拠出	貸出	
融資条件	公定歩合	公定歩合		公定歩合	公定歩合	公定歩合	公定歩合		公定歩合

(注) 1. 山一証券、大井証券、コスモ信組、兵庫銀行の貸出額はピーク時の残高。()内は回収時の残高。
 2. 実行中の特融残高は公表されていない(木津信組、阪和銀行)。
 3. 以上の日銀法25条に基づく融資・出資のほかに、日銀は96年中に金融システムの安定維持のため、次の2件の資金供与を実施。
 ①コスモ信組処理策の一環として、同信組の事業を全部譲渡した東京共同銀行(現整理回収銀行)に対し、200億円程度の収益支援効果を想定し、期間5年の貸付2,200億円を実行(96.4.26)。
 ②「特定住宅融資専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」に基づき設立される住宅金融債権管理機構に対する出資に充てる資金として、同法25条1項に基づき預金保険機構に1,000億円拠出(96.7.26実行)。
 (備考) 1. 日銀は木津信組に対する特融を97年2月24日に全額回収した。この結果、2月末の日銀特融残高は1月末比8,985億円減少し3,230億円となった(全銀協『金融』97年3月号127頁)。
 2. 日銀は兵庫銀行に対する特融を96年1月29日(みどり銀行の事業譲渡日)に全額回収した(全銀協『金融』96年3月号58頁)。
 3. 原表は96年12月末であるが、その後を上記のとおり追加した。
 (出所) 全銀協『金融』97年7月号100頁(金融制度調査会第3回日銀法改正小委員会96.12.3資料に96年次報告書に基づき加筆)。

以上のとおり2信組理事長は信組の本質を全く無視し私物化し乱脈経営を行い、破綻するのは当然である³⁰⁾。

東京共同銀行設立-95年1月

日銀が東京都から検査結果の「2信組の経営内容が非常に悪く自力再建が不可能である」との連絡を受けたのは94年9月である。そこで、大蔵省・日銀・東京都は対策を検討し、次の理由³¹⁾で2信組の受け皿として新銀行を設立することとした。

①2信組の内容が非常に悪いので合併させる相手先がない。

②このまま放置してペイオフにすると、現在の金融システムがバブルの後遺症である不良債

権の処理に追われ、非常にデリケートなため、預金者の不安が伝播し、金融システムの安定を阻害するおそれがある。

③この結果、新銀行を設立し2信組の業務を譲渡する以外には手はない。

94年12月9日、東京都は新銀行設立による処案を発表した。その日の日銀・大蔵省のコメントは、この措置について「わが国金融システム全体の安定維持を確保するための緊急避難的措置として、必要かつ不可欠なものである」と強調した³²⁾。

2信組のペイオフ・コストは403億円、預金保険機構の資金援助額はこれが上限。しかし、損失額は1,196億円であるため(表4)、日銀法25条に基づく日銀資金と奉加帳方式による金融

機関の資金提供によって賄わざるをえなかった³³⁾。

2信組の処理スキームの概要は次のとおり³⁴⁾。

①日銀(日銀法25条発動、表7)、民間金融機関出資により新銀行・東京共同銀行を設立し(表8)、2信組の事業を譲渡ける。

②2信組は新銀行に預金約700億円、貸出金約2,300億円を譲渡する。

③新銀行は貸出金のうち通常債権800億円を残し、1,500億円を667億円で東京都信組協会に設置の債権回収機関に譲渡する。

この差額833億円(1,500億円-667億円)は新銀行の売却損となる。これを預金保険機構からの400億円贈与、一般金融機関からの低利融資による収益支援で償却する。

④債権回収機関が新銀行から667億円で買取った貸出金のうち回収不能額300億円の償却は、都信組協加盟信組の低利融資による収益支援、全信組連・長銀の資金贈与等による。

表8 (株)東京共同銀行の概要

名称	(株)東京共同銀行
所在地	東京都港区虎ノ門(安全信組本店)
設立日	95年1月13日(銀行業の免許付与は95年1月17日)
役員	取締役3名、監査役3名。
資本金	400億円(日銀200億円、民間金融機関200億円)
主な目的業務	2信組の債権債務の整理処理 預金・貸出業務等銀行として必要最小限の業務
在続の目処	所期の目的を達成後、合併営業譲渡等により整理

(注) 民間金融機関200億円分担の内訳

都銀	78億円
長銀	18
信託	24
地銀	40
第二地銀	18.05
全信連	15
全信組連	5.95
労金連	1

(出所) 大蔵省資料、全銀協『金融』95年2月号52頁より作成。

銀行不倒神話の崩壊と1986年以降の金融機関破綻

こうして東京共同銀行は94年1月13日設立、3月20日営業開始した。

日銀の破綻した金融機関処理の考え方

日銀出資の東京共同銀行設立について批判が噴出し、『日本経済新聞』社説「救済銀行 日銀は再度実態の説明を」(95年2月9日)は、次のとおり問題点を指摘した。

「金融システムの安定」を大義名分に異例の日銀出資までしての金融救済に対し、不満が噴出している。

なぜ公的資金を大量に投入してまで、乱脈経営を絵にかいたような信組を救済するのか。両信組の経営を引き継ぐ「東京共同銀行」に、関係のない金融機関までが、うちそろって「出資」しなければならない理由はなにか。経営破綻した信組の経営者、出資者、従業員、大口預金者の責任はどうなっているのか。1965年の山一証券への日銀特別融資以来「日銀法25条」発動となったが、それが融資ではなく出資までする根拠になりうるのか。

国会でも東京都議会でも、この問題が取り上げられている。……金融システムの安定は何としてでも維持しなければならない。そのためには、信用システムのラストリゾートとしての日銀の断固とした行動も必要である。今回の措置についても日銀の真剣な姿勢を理解する。

だが、われわれは同時に、①救済にあたって金融機関の経営責任の厳しい追及②公的資金を投入する場合に透明で明確な基準③情報の十分な開示などが必要だと強調してきた。残念ながら日銀の姿勢はこれらの点で不十分である。

日銀総裁松下康雄は「日本経済の課題と中央銀行の役割」(95年3月17日、経済倶楽部での講演)で、「日銀が破綻した金融機関の処理に当って考えることは、“あくまで信用不安の連鎖を回避し、金融システム全体の安定に資すること”で、それに尽きる」と述べて、その上で、日銀が処理スキームに参画する基本原則は次のとおり³⁵⁾。

- ①日銀が処理スキームに参画しないと、預金者の動揺を招き、ひいては他の金融機関に対する信用不安を引き起こし、金融システムの安定が害されるおそれがある場合に限られる。
- ②日銀の資金供与が処理スキーム上不可欠であって、他に供給する者がいない場合に限られる。
- ③処理に当たって、破綻金融機関の経営者および株主・出資者の責任が厳格に問われ、いわゆるモラルハザードの問題が生じないように配慮されていること。

2. 信組関西興銀の信組岐阜商銀救済合併—95年3月

信組岐阜商銀は93年に導入預金、暴力団関係者への不正融資で多額の不良債権を抱え経営危機に陥った。岐阜商銀前理事長安璋煥に対する岐阜地裁判決文は「理事長自ら同信組の業務運営にともなう権限を一手に掌握し、融資業務などでも内部規定に基づく調査、稟議などはいっさい行われず、被告人の意志一つで決定されるという体質があったと考えられる」と、乱脈経営を指摘している。

このため岐阜県・東海財務局を中心に支援策を検討、難航したが、ようやく95年3月信組関西興銀が信組岐阜商銀を救済合併した。合併に

よる支援は預金保険機構の25億円贈与のほか県などの78億円の低利融資である³⁶⁾。

3. 友愛信組の神奈川県労金へ事業譲渡・解散—95年7月

友愛信組(本店横浜市)は神奈川県下の同盟系労組幹部が発起人となり神奈川県労働信組として1953年11月設立、83年8月現商号に改称した。

友愛信組はバブル期に中小不動産業者に多額の融資をし経営困難に陥り、神奈川県の指導により90年度から経営再建計画に基づく自主再建をめざし、不採算店舗の見直しや経費削減計画をたてる一方、同信組設立当初から人材面で関係の深い横浜銀行から40億円の低利融資を受けた。しかし、初年度から事業収支はマイナスで不良債権は増加し、県は自主再建が極めて困難であると判断し、友愛信組の組合員と同じ労働組合・労働者を会員とする協同組織金融機関である神奈川県労金に友愛信組の事業引受を要請した。神奈川県労金は友愛信組が勤労者の金融機関で、預金者保護・地域の信用秩序維持のため引き受けた(表5)。その処理方式は次のとおり。

- ①出資金をはじめとする組合員勘定はすべて損失補填に充てられる。
- ②神奈川県労金及び不良債権の譲渡を受ける債権回収機関(神奈川県信用組合協会内に設置)に対して、神奈川県、全国信用協同組合連合会、横浜銀行、神奈川県信用組合協会が計87億円の支援を行う。
- ③これによってもなお神奈川県労金に生じる28億円の損失を補填するため、預金保険機構が同額の金銭贈与を行う³⁷⁾(95年7月31日実施、表4)。

4. コスモ信組破綻—95年7月と東京共同銀行へ事業譲渡・解散—96年3月

コスモ信組は資産内容が悪化し、95年7月にはいり預金流出が続き、7月29日(土)付『毎日新聞』が「コスモ信組自主再建困難」と報ずると、週明けの31日(月)だけで預金高の14%の627億円が引き出され、東京都は31日午後7時に業務停止命令を下し、理事長泰道三八は辞任した。日銀は1965年6~7月の山一証券特別融資以来30年ぶりに日銀法25条に基づいて預金支払のため特別融資を行った(表7)。

ところで泰道理事長は普銀転換を目指して拡大路線をひたすら走り、バブル期に不動産融資に狂奔し、地価のバブルがはじめて不良債権は雪だるま式に急増した。貸出金4,880億円の7割が不動産融資で(東京都の95年5月17日の検査結果)、破綻先債権1,696億円、利払が3カ月以上滞っている延滞債権1,842億円、計3,538億円、貸出金の72.5%にのぼり、これが命取りとなった。

貸出金が固定化して借入金がかさむため、「マンモス」と名づけた高利の定期預金を売出し預金集めに奔走した。またコスモ信組はゲーム会社を使って巨額の不良債権を移し替え「飛ばし」を行った。92年3月期以降粉飾決算で赤字を糊塗し、破綻は当然である³⁸⁾。

東京都は95年8月28日にコスモ信組の破綻処理策を発表した。処理スキームの概要は次のとおり³⁹⁾。

コスモ信組は正常資産2,250億円、不良債権は回収可能な延滞債権1,300億円、回収不能債権2,500億円である。

- ①不良債権のうち150億円は自己資本で償却する。

銀行不倒神話の崩壊と1986年以降の金融機関破綻

②回収可能な延滞債権1,300億円は東京都信用組合協会内に設置の債権回収機関に有償譲渡する。

③上記の①②の処理を終えた上で、東京共同銀行にコスモ信組の業務の全部を譲渡し(96年3月25日)、信組は解散する。

④東京共同銀行に対して、次の関係者が資金贈与等の財政支援を行い不良債権の償却を図る。

- ①日銀 収益支援200億円(期間5年、貸付金額2,200億円、96.4.26実行)
- ②預金保険機構 1,250億円金銭贈与(96.3.25実行、表4)
- ③コスモ信組への貸付金融機関 貸付債権放棄630億円(貸付額の60%相当額)、収益支援 220億円
- ④信組業界 資金贈与180億円
- ⑤泰道三八前理事長 私財提供5億円

⑥東京都及び東京都信用組合協会は、債権回収機関に対して次の財政支援を行い債権回収の促進を図る。

- ①東京都 資金援助200億円⁴⁰⁾
 - ②東京都信用組合協会 資金援助20億円
- コスモ信組の損失額2,575億円、ペイオフ・コスト1,250億円(預金保険機構の金銭贈与上限)で(表4)、その残額1,325億円を穴埋めするため、前述のとおり日銀・東京都から資金を導入し、関係金融機関からの借入の切捨ても行われた。

コスモ信組の処理は東京協和・安全2信組の教訓が次のとおりいかされた。

①東京都・大蔵省・日銀は2信組の破綻と処理スキームの内容を同時に発表した。「経営は破綻したが、預金は保護する」と宣言し、取付けなどの信用不安を防ぐためだ。だが、結果は

「密室での不透明な決定」「押付け」という批判が噴出した。コスモ信組の処理は、混乱を防ぐ応急策をまず決め、問題をオープンにした。スキーム作りでの関係者間の利害調整過程も詳しく報道された。

②「破綻金融機関は救済されるのではなく消滅する」というルールが明示された。コスモ信組は都知事の解散命令を経て96年3月25日に東京共同銀行に事業譲渡した(表5)。譲渡時までに23店舗を閉鎖、1店舗となり、名実ともに消滅することがはっきり示された。

5. 木津信組破綻-95年8月と整理回収銀行へ事業譲渡・解散-97年2月

「東のコスモ、西の木津」が危ないと言われ、95年7月31日夕に、コスモ信組が業務停止すると、預金の引出しは大阪の木津信組に移り、8月30日夕に大阪府は業務停止命令を下した。30、31日で預金流出は3,000億円で、預金総額の3割近くにのぼった。

木津信組はバブル期に不動産関連融資に傾斜し(94年7月不動産向け融資は総額の88%)、89年4月に系列ノンバンク・実業ファイナンスを設立、一層業容の拡大を図った。しかし、バブル崩壊による地価下落で多額の不良債権をかかえ、担保物件の自己競落(最低価格の倍)、95年3月期の貸出金利息収入の9割が追い貸しで、決算操作をしてきた。

8月30日夕に理事長を退任した^{かぎやみのる}鍵弥実^{のり}は破綻原因を次のとおり語っている。

バブル経済の積極経営が裏目となり、結果として資産内容の悪化をきたしたことは痛恨の極みだ。ひとえに私の経営判断の誤りで、弁解の余地はない。しかし、この時期、三和銀行などの金融機関から紹介預金を受け、短期的に業績

表9 木津信組ロス額

(単位 億円)

	検査 94年10月	同検査見直し 95年6月	特別検査 95年9月
貸出金	10,268	10,751	10,927
分類合計	8,588	9,461	10,339
ロス額①	3,791	5,797	8,754
債務保証見返り	1,042	1,074	1,043
分類合計	418	417	907
ロス額②	47	87	346
ロス額①+②	3,838	5,884	9,100
その他資産	2,460	2,460	1,161
分類合計	438	438	694
ロス額③	22	22	485
総ロス(①+②+③)	3,860	5,906	9,585

(注) 貸出金(債務保証を含む)ロス額増加(9,100-5,884=3,216億円)の要因は次の通り。

経営破綻に伴う既往貸出企業の経営悪化	821億円
大型プロジェクト等の中断に伴う評価換	427
不動産担保価格(路線価評価)の下落	902
新たに判明の貸出債権の不良化	1,018
その他	48
合 計	3,216

(出所)『週刊金融財政事情』95年12月4日号32頁。

を伸ばしたことが今日の破綻を招いたものと悔やまれてならない。

紹介預金は90年のピーク時で、三和銀行3,174億円、日本長期信用銀行850億円、東海銀行375億円である⁴⁰⁾。

大蔵省「木津信用組合の処理について」(95年11月22日)によると、95年9月の大阪府・近畿財務局特別検査の結果、総資産1兆3,131億円、うち回収不能9,585億円(73.0%、表9)、回収可能2,355億円(17.9%)で、正常資産1,191億円(9.1%)にすぎず、極めて異常である。この状況に対し、大阪府は①前経営陣に対する厳格な経営責任の追及②関係金融機関の協力③大阪府の支援④預金保険制度の改正による資金援助機能の拡充⑤日本版RTCの整備、を骨子とする基本的考え方を示し、これに沿って、大阪府、日銀等と調整を行い、処理方策のとりまとめに協力していくことを表明した⁴¹⁾。

たしており、今後とも、同地域の金融・経済取引の円滑化、特に震災復興のための金融円滑化の要請にも応えていくためには、これまで同行が果たしてきた金融機能自体は是非とも維持する必要がある。このため、経営が破綻した兵庫銀行は清算・消滅させるが、新たに民間出資を基本とする新銀行を設立して兵庫銀行の営業を譲り受けることとし、営業譲渡までの間も、兵庫銀行は必要に応じて日銀からの資金供給を受けて、これまでどおりの営業を継続することとする。

(1) 兵庫銀行の清算・消滅

①経営が破綻した兵庫銀行は、年明け後早期に清算・消滅させる。

②関連ノンバンク20社も法的整理を行う。

③現在の経営陣は破綻処理終了後速やかに全員退陣する等、経営責任の明確を図る。

④従業員も銀行の清算に伴い、雇用関係は終了する。

(2) 新銀行の設立

①新たに民間出資を基本として新銀行を設立するが、その経営には、地元経済界で信頼が厚く金融に関する経験が豊富な民間人に参画していただくよう努力する。

②新銀行は、年明け後早期に兵庫銀行の営業を譲受け、県外の営業の整理合理化に努めつつ兵庫県地域を中心とする新たな地域金融機関として活動する。従業員は兵庫銀行の賃金水準より低い水準で、必要な人員を再雇用する。

③新銀行への営業譲渡がなされるまでの間、兵庫銀行は通常どおりの営業を継続し、従来の預金者・融資先等の取引に支障が生じないように万全の配慮を行う。この間の営業継続に必要な

上記②は、三和銀行が整理回収銀行に3,000億円の低利融資を行い、10年間で122億円相当の収益支援をする。この整理回収銀行の借入れに預金保険機構は債務保証を行い、同行に対する機構の債務保証の元本総額は3,000億円増額された。③の大阪府の財政支援は行われていない。⑤の整理回収銀行が協定に基づき事業の全てを譲り受けて整理回収業務を実施していく初めてのケースで、④の預金保険機構は整理回収銀行にペイオフ・コストを超える1兆340億円の金銭贈与を実施した(事業譲渡日の97年2月24日、表4、5)。なお、前経営者からの私財提供は破綻時の混乱の際に発生した現金違算事故の補填金とされた。

資金援助に際して木津信組の関連会社・木津信抵当証券が販売した抵当証券100億円は、木津信組が元本の85%を買い取ることで裁判上の和解が成立し、このうち償還日の到来した45億円を木津信組の決算損失として処理した。この結果、抵当証券の保有者も相当額の保護を受けた⁴²⁾。

6. 兵庫銀行破綻-95年8月とみどり銀行設立-95年10月

兵庫銀行は本体及び関連ノンバンクともども積極的に業容拡大を図り、バブル崩壊により巨額の不良債権を抱えた。このため93年6月の経営体制刷新以降、再建を図ってきたが、①地価の下落に、阪神大震災の影響が加わり、資産内容はさらに悪化し、②資金繰りはきわめて困難となった。木津信組の業務停止による預金引出しの飛火を懸念し、期を一にして8月30日夕、蔵相竹村正義は次の兵庫銀行の破綻処理策を発表した⁴³⁾。

兵庫銀行は兵庫県地域で重要な金融機能を果

資金は日銀が日銀法25条に基づき供給する。

(3) 不良債権の処理

①不良債権は新銀行が引き継いで回収に全力を尽くす。

②不良債権から生ずる損失の処理は、兵庫銀行の自己資本の全額取り崩し、預金保険機構からの資金援助等により行うとともに、不足額は新銀行が徹底した経営合理化を行い概ね10年間で処理する。

(4) 日銀の協力

日銀は新銀行が引き継いだ不良債権の処理を行っていく上で必要な限度において、日銀法25条に基づき、新銀行に対する民間からの出資だけでは資本的基盤が不十分な場合の信用補完を行う。

新銀行・みどり銀行は95年10月27日設立(表10)、頭取に神戸商工会議所副会頭米田准三・さくら銀行顧問(神戸銀行出身)が就任。96年1月19日第2次増資を行い資本金709億円となり、1月29日兵庫銀行より営業の全部を譲り受け、同日預金保険機構より4,730億円の金銭贈与を受け(表4)、兵庫県の県民銀行として営業を開始した。

みどり銀行は兵庫銀行から承継する不良債権

表10 第二地銀の破綻

銀行名	破綻日	新銀行(受け皿銀行)
兵庫銀行	95. 8. 30	みどり銀行(95. 10. 27設立, 96. 1. 29営業開始)
太平洋銀行	96. 3. 29	わかしお銀行(96. 6. 6設立, 96. 9. 17営業開始)
阪和銀行	96. 11. 21	紀伊預金管理銀行(97. 4. 9設立)

(注) ④紀伊預金管理銀行は97年6月27日開催の臨時株主総会で、大蔵大臣の認可を条件として、98年3月末日までに④阪和銀行から営業の全部を譲受けることを決議した。管理銀行は1~2年後をメドに預金の払戻しを終了し、解散する。

(預金保険機構による援助を受けたのちの回収不能分1,800億円)を、概ね10年間で処理することになっているが、その資本的基盤は資本金709億円にとどまっている。そこで、1月29日、日銀は1,100億円(10年間)の劣後特約付貸付を実施した⁴⁹⁾(表7)。

営業開始日に、米田頭取は「地域に根を張り、震災復興に貢献し、自らも花を咲かせたい」と挨拶した⁴⁹⁾。

96年度末で預金1兆8,850億円、貸出金1兆8,020億円、96年度当期損失542億円、繰越欠損金1,109億円、債務超過399億円である。

7. 福井県第一信組の福井銀行へ事業譲渡・解散-96年8月

福井県第一信組は90年頃から不良債権の増加と景気停滞による主要取引先の不振、預金の流出等から経営が苦しくなり、その後再建に努力したが、きわめて困難で、96年8月19日に地域のリーダーバンクである福井銀行に事業譲渡した⁴⁷⁾(表5)。預金保険機構は福井銀行へ6億2,000万円の金銭贈与した(事業譲渡日)。しかし、不良債権額の減少により1億200万円減額し5億1,800万円とした⁴⁸⁾(97年1月20日、表4)。

8. 行橋信金の北九州八幡信金へ事業譲渡・解散-96年10月

行橋信金は不良貸出を抱え84年3月期から赤字決算に陥り決算承認金庫となった。92年5月に北九州八幡信金から理事長を迎え、また6月から5カ年計画をたて、関係金融機関からの300億円の援助資金で年間8億円の収益をあげ、不良債権を償却する計画であった。しかし、業務純益ベースで赤字が続き存続は困難と

判断、96年10月21日に北部九州地区トップ信金の北九州八幡信金へ事業譲渡・解散した(表3)。北九州八幡信金へ譲渡したのは預金98億円、不良債権を切り離した後の貸出金33億円である。職員21人は近隣信金が再雇用した⁴⁹⁾。

今回の事業譲渡は預金保険を利用せず、同様のケースは94年10月の松浦信組の事業譲渡がある。

9. 山陽信組、けんみん大和信組の淡陽信組へ事業譲渡・解散-96年11月

兵庫銀行、木津信組の同時破綻の1週間後の95年9月6日夕、時事通信社は「経営破綻した兵庫銀と密接な関係にある県内の2信組、けんみん大和信組と山陽信組を96年早々にも淡陽信組が吸収合併する方向で兵庫県、大蔵省、日銀など関係者間で調整が進められていることが、6日までに明らかになった」との記事を配信した。関係者はこの報道の事実関係を認めようとしなかった⁵⁰⁾。

両信組は不良債権の累増に加え阪神大震災の影響で経営不振に陥り、兵庫銀行から支援を受けていたが、95年8月に同行破綻により支援が打ちきられ、自主再建を断念し、96年4月12日、県内信組預金高3位の淡陽信組(理事長藤浩は全国信用組合中央協会会長)に事業譲渡・解散すると発表した⁵¹⁾(表5)。

預金保険機構は2信組の事業譲渡を受ける淡陽信組に、ペイオフ・コストを上回る資金援助を実施した。また、機構は資金援助の一部である2信組からの資産の一部買取りを整理回収銀行に委託した。これらの措置は96年6月の預金保険法改正で導入され、今回が初の適用である⁵²⁾(96年11月5日実施、表4)。

10. 太平洋銀行破綻-96年3月とわかしお銀行設立-96年6月

太平洋銀行(旧第一相銀)は相銀時代の不良債権が多額にのぼり、さくら、富士、東海、三和の都銀4行の支援を受けて経営再建を図ってきた。しかし、バブル崩壊後の不動産価格の下落で資産内容は一層悪化した。96年3月29日、さくら銀行は、新たに設立する受皿銀行に営業を譲渡し、清算することを主要内容とする処理方針を口頭で発表した⁵³⁾。

新銀行・わかしお銀行(頭取市川博康、さくら銀行、旧太陽銀行出身)はさくら銀行100%出資の子会社で資本金は400億円(96年6月6日設立、9月17日事業譲受、営業開始、表10)。銀行の子会社として新たに設立された銀行は同行が初めて。当初、さきの都銀4行による共同出資が検討されたが、公正取引委員会から競争政策上の観点から認められず、さくら銀行の全額出資となった⁵⁴⁾。

9月17日、富士(344億円)、東海(324億円)、三和(265億円)計933億円の劣後ローン(TIBOR6カ月物金利)をわかしお銀行に供与、この運用により収益を生み出す。さらに、さくらを加えた4行は1,179億円の債権を放棄した⁵⁵⁾。

預金保険機構は事業譲渡日にわかしお銀行に1,170億円金銭贈与した(表4)。この額は太平洋銀行の実質債務超過額に営業譲渡費用等を加えた金額から、さきの4行の債権放棄額やさくらを除く3行による劣後ローン供与等による収益改善効果を差し引いても、なお残る不足額である⁵⁶⁾。

96年度末で預金4,451億円、貸出金4,528億円、96年度当期損失29億円(繰越欠損金も29億

円)である。

11. 阪和銀行の破綻—96年11月と紀伊預金管理銀行へ事業譲渡・解散—98年3月末までに

阪和銀行(興紀相銀が普銀に転換、改称)は、バブル経済の崩壊に伴い関連ノンバンク2社の不良債権問題に端を発し、信用は低下、資金繰りは悪化した。このため、95年3月、ノンバンク2社の支援を打ち切り、2社は法的措置を講じ、95年7月経営体制を一新し(大蔵省出身の新居健頭取就任)、信頼の回復と自主再建を目指して合理化を進める一方、不良債権の回収と預貸金の増強を図った。しかし、96年8月の大蔵省検査結果では、回収不能債権額が400億円と自己資本の203億円を上回り197億円の債務超過が判明した。このため、業務の継続困難と判断し、96年11月21日、大蔵省は業務停止命令を発した⁵⁷⁾。

阪和銀行の預金を引き継ぎ整理・清算のための銀行として97年4月9日に紀伊預金管理銀行を設立(表10)、社長に花岡弘(元和歌山県商工労働部長)が就任した。資本金100億円は住専処理に関連して設置された(株)新金融安定化基金(第一勘定、日銀拠出分)が全額出資した⁵⁸⁾。

営業譲渡の際、預金保険機構の資金贈与を利用するとともに、資産を預金保険機構に売却し、機構が資産の管理・回収を整理回収銀行に委託する。

第二地銀の破綻処理は、①整理・清算が目的の新銀行(紀伊預金管理銀行、97年4月設立)に営業譲渡する阪和方式、②営業継続を前提に新銀行を設立した兵庫銀行→みどり銀行(95年10月設立)、太平洋銀行→わかしお銀行(96年

6月設立)と、対応が分かれた(表10)。

12. 大阪信組の東海銀行へ事業譲渡・解散—97年1月

大阪信組は理事長川瀬徳之のワンマン経営で、90~91年頃からバブル経済の崩壊、地価の大幅下落に伴い、不動産向けを中心に貸付先企業の多くが経営不振に陥り不良債権が増加した。また、95年8月に当組合と取引関係にあったニシキファイナンスが倒産し、折からのコスモ・木津信組破綻の影響を受け預金が流出し、9月12日に資金ショートが発生、全信組連の支援融資でしのいだ。この段階で大阪府は「自主再建はもはや困難」と判断した。大阪府は府内信組との合併も検討したが、大阪信組に人を派遣していた東海銀行に事業譲受を要請、95年12月7日に基本的合意が成立した⁵⁹⁾。

97年1月20日に事業譲渡、大阪信組の回収不能債権は預金保険機構からのペイオフ・コストを上回る特別資金援助1,697億円などで穴埋めし、回収可能な829億円は東海銀行が整理回収銀行に売却した(表4)。この結果、東海銀行は預金350億円、正常な貸出金60億円、3支店を引き継ぎ、5年で黒字化を目指した⁶⁰⁾。

13. 武蔵野信金の分割・王子信金の救済合併—97年3月

武蔵野信金はバブル崩壊とともに多額の不良債権が発生し、95年5月の全信連調査によると、貸出金残高674億円、不良債権350億円、うち回収不能額242億円、自己資本は出資金を除いて49億円だから、この時点で著しい債務超過に陥っていた。このため、武蔵野信金は95年5月に東信協・全信連に救済を要請した。これを受けて、救済合併の相手として城南信金と交渉

を進めた。だが、城南信金は「2次ロスを信金界全体で処理することを法的に明確にせよ」など合併にあたってさまざまな条件を提示した。

96年9月9日、一部マスコミにより武蔵野信金の救済合併を報道、預金流出は9日に9億円、10日に26億円にのぼった。武蔵野信金の経営悪化が白日のもとにさらされた以上、悠長に交渉している余裕はない。9日、東信協・全信連は王子信金(大前孝治理事長は東信協副会長)に急きょ救済合併を要請するとともに「業界で責任をもって対処する」とのコメントを発表して事態の收拾を図った⁶¹⁾。

武蔵野信金は97年3月17日に分割・王子信金が救済合併した(表3)。本店は救済合併する王子信金が引継ぎ、残る9支店は西京、多摩中央、平成、芝、東京の5信金に分割譲渡した。また、不良債権のうち、95億円の回収可能債権は都内信金で設立する債権買取機構に移して回収する。回収不能債権は全信連が98億円、相互資金援助制度が86億円、都内信金が61億円をそれぞれ分担して償却する⁶²⁾。

この救済合併の特徴は次のとおり。

①東洋信金の破綻(92年10月)は、分割・三和銀行救済合併(預金保険機構は三和銀行へ200億円の金銭贈与)で処理した。今回は預金保険を使わない業界内破綻処理である。この方式を業界の連帯と協調でいつまでも続けうるか。

②東信協内に債権回収機構を設け、受け皿となる信金には正常債権のみを移管した。釜石信金破綻(93年10月)も東北ファクタリングという債権回収機関を設けて同様の処理をした。

③事業譲渡・解散方式は出資金がロスの償却に充てられるので、合併方式を採った。事業譲渡・解散方式の釜石信金では「出資者の不安を

銀行不倒神話の崩壊と1986年以降の金融機関破綻

防ぐ」との名目で、全信連が出資全額を返還し出資者を保護した。

14. 大曲信金の能代信金救済合併(合併後秋田ふれあい信金)—97年3月

秋田県内の能代信金は地場産業である木材関連業者への貸出金が不良債権化し、86年度決算で赤字を計上し、全信金から資金・人的面の支援を受けてきた。95年5月「事業を秋田銀行に譲渡し清算」という破綻処理案が報道され、預金が大量流出した。その後、平穩化した。自主再建は困難であった⁶³⁾。

県協会長信金である大曲信金は臨時総代協議会(96年8月21日)で、能代信金の救済合併を、①能代信金の回収不能債権全額(40億円)は、相互援助資金で処理される(全信連はこれを条件に救済合併を要請)②不良債権が一掃されれば、そのほかの貸出先には問題がない③合併による規模拡大は経営の効率化とコスト引下げにつながる、と説明した。反対意見なく了承。

両信金間は90キロメートル以上離れている「飛び地合併」であるため、その効果を疑問視するむきもあった。しかし、業界の連帯と協調の精神で、業界内の問題は業界内で処理⁶⁴⁾、97年3月24日に合併、秋田ふれあい信金としてスタートした(表3)。

今後、基盤強化のための合併や救済合併は促進されよう(表11)。

15. 三福信組の整理回収銀行へ事業譲渡・解散—97年4月

96年2月実施の三福信組特別検査で、大阪府への報告計数の操作や残高証明の偽造が発覚し、大阪府は同信組に業務改善命令を発した。

表11 信用金庫の合併 (97年度)

予 定 日	都道府県別	合併等区分	合 併 事 項 等
97. 10. 6	大 阪	同 種 合 併	大阪 (4, 178), 三和 (1, 799) →大阪
10. 13	"	"	阪奈 (2, 165), 富士 (228) →阪奈
10. 13	北 海 道	"	北海 (2, 187), 岩内 (237) →北海
11. 4	大 阪	"	大阪市 (7, 668), 大阪中央 (2, 269) →大阪市
11. 4	"	"	八光 (6, 564), 大阪産業 (627) →八光
98. 2	千 葉	"	千葉 (4, 309), 両総 (1, 356) →千葉
3	青 森	"	あおもり (1, 546), 津軽 (557) →あおもり
3	東 京	"	永楽 (650), 第一 (242), 大恵 (199) →東京中央

(注) () 内は97年3月末の預金残高, 単位億円。

(出所) 97年3月18日付『読売新聞』等より作成。

表12 信用組合の事業譲渡・合併 (97年度)

予 定 日 () 内発表日	都道府県別	合併等区分	合 併 事 項 等
97. 4. 21	大 阪	事業譲渡	三福 (129, 97年2月末) →整理回収銀行
11. 25	福 島	同種合併	平商工 (370), 湯本 (116) →つばさ
秋 (3. 18)	兵 庫	事業譲渡	阪神労働 (130) →兵庫県
未定 (4. 3)	岐 阜	"	土岐 (106) →十六銀行
	"	"	東海 (221) →大垣共立銀行
未定 (4. 4)	福 岡	"	北九州 (149) →福岡銀行
未定 (4. 25)	神奈川	"	神奈川県 (654) →横浜銀行
未定 (5. 14)	大 阪	"	田辺 (1, 274) →さくら銀行
未定 (5. 14)	近畿圏	同種合併	朝銀滋賀 (302), 朝銀京都 (2, 815), 朝銀兵庫 (2, 292)
未定 (5. 14)	"	事業譲渡	朝銀和歌山 (178), 朝銀奈良 (175) →朝銀近畿 (仮称)
			朝銀大阪 (3, 990) →朝銀近畿

(注) 97年11月の平商工, 湯本信組以降, 預金残高は97年3月末。

(出所) 全国信用組合中央協会調, 『全国信用組合新聞』より作成。

96年6月11日を基準日とする検査で, 総資産の 55.8%が不良で, 業務改善命令発出以降も粉飾等の計数操作を繰返し, 虚偽報告がなされていたことが判明し, 96年11月8日, 大阪府は業務停止を命じた⁶⁵⁾。

預金保険機構は三福信組の事業を譲受けた整理回収銀行にペイオフ・コストを上回る特別資金援助262億円を実施した⁶⁶⁾ (事業譲渡日の97年4月21日, 表4)。

97年度は信組の事業譲渡が多い (表12)。その場合 ①不良債権を整理回収銀行に譲渡し, 関係の深い金融機関に正常債権や業務を譲渡する ②整理回収銀行に譲渡する, 方式がみられ

表13 昭和銀行の買収銀行

買収銀行名	公称資本金	区分	買収年月	引継預金	預金切捨率	備考
	千円			千円		
尾張屋銀行	1, 000	営業中	1927. 12	5, 724		営業の一切
豊国銀行	10, 000	"	1928. 2	28, 804	割分厘	"
中井銀行	5, 000	休業中	" 3	16, 544	3. 78	資産相当額の預金負債のみ
中沢銀行	3, 000	"	" 3	2, 485	4. 50	"
八十四銀行	5, 000	"	" 4	4, 203	4. 40	"
村井銀行	10, 250	"	" 4	19, 630	415	"
藤田銀行	10, 500	営業中	" 4	2, 033		東京市内支店全部
若尾銀行	5, 000	"	" 4	8, 120		"
近江銀行	15, 000	休業中	" 5	35, 741	3. 03	資産相当額の預金負債のみ
久喜銀行	200	"	" 5	378	1. 00	"
泰昌銀行	5, 000	営業中	" 5	1, 689		営業の一切

(注) 昭和銀行は1927年10月29日設立, 12月1日開業。

(出所) 『富士銀行70年誌』(1952年3月) 255頁, 『銀行会社年鑑-1930年版』(ダイヤモンド社, 1930年5月) 872頁より作成。

の便を図った。しかし, このような休業銀行は少なく, 多くは整理後も自立営業の見込みがなく, かつ救済する銀行もなかった。そこで, 政府・日銀は単独開業困難とみられる休業銀行を一丸として新銀行を設立することとし, 1927年6月, 蔵相三土忠造は日銀総裁井上準之助の案によって, 次の休業銀行整理方針と整理銀行設立大綱を決定した。

①各休業銀行整理の進捗を図ること。各休業銀行に対して, ①重役の私財提供 ②債権債務の整理を行い, 正確なバランスシートを作成させること。

②各休業銀行整理の結果, 独立して営業を継続し得ると見込めるものは独立開業の便を図り, その他は一つの整理銀行を設立して, これに合併する方法をとること。

③休業銀行の預金者救済は, ①300円もしくは500円未満の小口預金は整理後に支払い ②大口預金は支払猶予とし, その了解は各休業銀行の重役がとること。

1927年9月, 東京銀行集会所で発起人会 (発起人は東西シンジケート銀行等代表17名) を開き, 次の事項を決定した。

①新銀行は昭和銀行とする。

②資本金は1000万円, 4分の1払込, 20万株とする。

③新銀行は休業銀行整理にあたるので, 発起人は犠牲的精神を以て株式を引受け, 他面, 一般社会の同情を仰ぐため株式の一部公募を行う。

④発起人は新銀行が堅実な方法で営業し大きな利益を期待せず, 当初2年間は定款に配当率5%以下と記載する。

払込資本金250万円, 株数20万株で (うち公募株5万株, 犠牲的精神により申込株数7万株超となり調整), 三井・三菱・安田・住友・第一の5大銀行の株数は各1万6, 500株, 5行で総株数の41.3%にのぼった。

10月, 東京銀行集会所で創立総会を開き, 代表取締役役に田島道治⁶⁷⁾ (愛知銀行常務), 取締役役に菊本直次郎 (三井銀行常務), 瀬下清 (三菱銀行常務), 菅原大太郎 (安田銀行常務), 大平賢作 (住友銀行常務), 監査役に加納友之介 (第一銀行取締役), 渡辺義郎 (愛知銀行頭取) を選任した。本店は日銀に近いという理由で中井銀行本店に決め, 大阪支店は近江銀行本

VI. 日本版 RTC 設立と 平成版昭和銀行の設立を

1. 休業銀行整理の昭和銀行設立 - 1927年10月

金融恐慌により1927年3月15日から4月25日までに休業を発表した銀行数は, 台湾銀行, 十五銀行の大銀行を含め32行にのぼった。

政府は欠損が比較的少なく整理後は独立して営業を継続しうる見込の休業銀行には単独整理

表14 昭和銀行の主要勘定

(単位 1000円)

	1927年末	1928年末	1929年末	1930年末	1931年末	1942年末
払込資本金	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
預金	9,713	82,623	85,051	78,313	68,928	440,618
貸出金	41,015	91,911	84,168	79,402	71,512	151,510
有価証券	3,064	68,232	77,111	73,346	69,818	214,098
借入金	34,860	97,341	87,252	82,976	81,299	1,500
下期損(△)益	△131	251	33	31	102	1,028
下期配当率(%)	0	0	0	0	5.0	6.0

(注) 1. 1928年下期より期中純益計上。
 2. 1931年上期より配当を行う。
 3. 借入金は主に日銀よりの特融。1942年末借入金は日銀よりの一般借入。
 4. 1944年8月、安田銀行は昭和銀行を吸収合併。
 5. 1~6月(上期), 7~12月(下期)。

〔出所〕 後藤新一「昭和銀行の設立と終焉」経済発展協会『アナリスト』1966年5月号34~35頁より作成。

店とした。

こうして昭和銀行は1927年10月29日設立、12月1日開業、相次いで銀行を買収した(表13)。また、別働隊として昭和不動産を設立した。恐慌下、担保不動産の処理による債権回収に苦労したが、中小商工業者を地盤とし1928年下期から期中利益を計上、1931年上期から配当を行う。満州事変の勃発(1931年9月)による中小商工業者の活況に伴って業績は伸び、特に貸出は健全第一主義をとり優良手形を選び、資金余力は日銀特融の返済に努め、1942年6月末に完済し(表14)、昭和銀行は目的を達成した。その後太平洋戦争下、政府の合併勧奨により紆余曲折の末、1944年8月安田銀行が吸収合併した⁶⁹⁾。

2. 共同債権買取機構設立 - 93年1月

バブル期の銀行の無謀な土地担保貸付はバブルの崩壊による地価下落→不良債権増加→資金固定・収益圧迫→貸渋り→金融システムの不安定化を招いた。この事態をようやく認識し、大蔵省「金融行政の当面の運営方針」(92年8月18日)は、不良債権処理で「民間金融機関の協

調による担保不動産の流動化のための方策につき早急に検討を行う」こととした⁶⁹⁾。

ところで、92年8月30日、自民党軽井沢セミナーで宮沢喜一首相は講演し、「必要なら公的援助をすることにやぶさかでない⁷⁰⁾」との考えを明らかにした。しかし、公的資金導入は産業界の反対で葬り去られた⁷¹⁾。

三菱銀行(当時全銀協会長行)を中心に検討し、93年1月に162金融機関出資による資本金79億円の不動産担保付債権買取会社・共同債権買取機構が設立された。

1927年金融恐慌では休業銀行整理のため昭和銀行を設立した。また別働隊として昭和不動産を設立、担保不動産を処分し貸出金を回収した。しかし、平成バブル不況では平成版昭和銀行を設立せず共同債権買取機構の設立にとどまった。機構の主な狙いは当初の「担保不動産の流動化」から「不良債権の早期償却」に変わった。担保不動産の値下りによって身動きができなくなった銀行から不良債権を買い取り、銀行の損失が確定することにより、その分、決算で償却が可能となる。資産内容が改善されれば貸渋りは改まり、金融システムも安定する。

表15 共同債権買取機構買取実績

(単位 億円)

	買取対象債権元本(A)	買取価額(B)	B/A (%)	買取債権回収額	うち担保不動産売却
93年3月	6,817	4,521	66.3		
93年度	38,383	17,774	46.3	310	272
上期	11,841	6,029	50.9	36	30
下期	26,542	11,745	44.3	274	242
94年度	40,381	15,910	39.4	1,407	1,307
上期	19,929	8,355	41.9	616	578
下期	20,452	7,555	36.9	791	729
95年度	35,774	11,822	33.0	2,600	2,415
上期	13,363	5,003	37.4	1,031	948
下期	22,411	6,819	30.4	1,569	1,467
96年度	14,448	4,102	28.4	3,827	3,595
上期	7,825	2,243	28.7	1,710	1,592
下期	6,623	1,859	28.1	2,117	2,003
97年度上期	3,932	1,014	25.8	1,859	1,702
累 計	139,735	55,143	39.5	10,003	9,291

93年3月に業務を開始し、その買取実績(93年3月~97年9月)は買取対象債権元本13兆9,735億円(A)、買取価額5兆5,143億円(B)、B/A 39.5%である。この間不動産取引の停滞で担保不動産売却は9,291億円にすぎない(表15)。これでは銀行の不良債権が買取機構という駆け込み寺に逃げ、その担保土地は塩漬けで、地価下落により含み損が増大している。地価下落に伴う「2次損失」は、不良債権を持ち込んだ金融機関が負担する。

買取機構は債権の買取業務を98年3月末で終了、債権の回収に専念するが、担保不動産の証券化⁷²⁾が望まれる。

3. 米国の整理信託公社(RTC)設立 - 89年8月業務開始

米国では、1980年代以降貯蓄貸付組合(S&L)や商業銀行の破綻が相次ぎ、預金保障基金

の収支悪化を契機に、預金保険制度のあり方が活発に論議された。これが1989年金融機関改革救済執行法、91年連邦預金保険公社(FDIC)改善法として結実した。

91年FDIC改善法の主な措置は、①FDICの借入枠拡大②リスクに応じた保険料制度の導入③早期是正措置④破綻処理費用最小化の義務付けである⁷³⁾。

次に89年金融機関改革救済執行法の目玉は整理信託公社(RTC)の創設である。S&Lを健全な先と問題先に峻別し、既に破綻状態にあるか近い将来破綻必至とみられる先をRTCが一括し集中整理した。

設立(89年8月営業開始)から95年11月まで、RTCは政府からネットで1,030億ドルの資金供与を受け、役割を終えて95年末に解散、FDICに統合された。89年から95年末までに、RTCは747の貯蓄金融機関の破綻処理を行っ

た。そのうち銀行が433組合、他の貯蓄金融機関が222組合を吸収合併し、残りの92組合にペイオフが行われた。747件の破綻処理のうち①P & Aが497件(66.5%)②預金保険が保証する預金だけを移す(IDT)が158件(21.2%)③ペイオフは92件(12.3%)にすぎない。また、95年末までにRTCは簿価価値4,560億ドルにのぼる取得資産を処理し、3,950億ドルを回収、回収率は86.6%にのぼった⁷⁹⁾。

4. 日本版RTC設立(96年9月、東京共同銀行を改組)と平成版昭和銀行の設立を

金融を自由化し過保護行政をやめると、銀行不凋神話は崩れて金融機関は破綻するので、米国にならって総合的な対策特に処理ルール、受け皿を作っておくべきだった。共同債権買取機構設立時(93年1月)に平成版昭和銀行を設立すべきではなかったか。大蔵省・日銀はどのように立ちいかなくなった金融機関が出ると、それだけを取りあえず処理する「密室」の「個別案件主義」をとってきた。東京協和・安全2信組の受け皿・東京共同銀行設立(95年1月)は、大蔵省・日銀はともに「金融システム全体の安定維持を確保するための緊急避難的措置として、必要かつ不可欠なもの⁷⁹⁾」と強調した。この時に、批判はあったにせよ、2信組だけでなく、広く危ない金融機関も含む平成版昭和銀行を設立すべきだった。

東京共同銀行は96年3月にコスモ信組の事業を譲受けた。大蔵省「木津信用組合の処理について」(95年11月)は、「金融制度調査会の審議結果も踏まえ、現在の東京共同銀行を抜本的に改組して、今後5年間に発生する全国の金融機関の破綻処理を円滑に行うための時限的な機関

(日本版RTC)とし、これに木津信組は事業譲渡する⁷⁹⁾。

金融制度調査会「金融システム安定化のための諸施策」(95年12月)は、「今後5年間に生ずる信組の破綻処理として、現在の東京共同銀行を抜本的に改組し、整理回収銀行とすることが適当である⁷⁹⁾」と答申し、改組は96年9月に実施された。また、信組が破綻した場合、預金保険機構の特別勘定から資金援助し、それでも資金が足りない場合は最終的に財政資金を投入する仕組みになった⁷⁹⁾。信組以外の金融機関の破綻処理にも財政資金を明確にして金融不安を抑えるべきとの意見もある。

諸外国では金融機関の破綻処理に公的資金を導入し、一応の成果をえている⁷⁹⁾。日本債券信用銀行、北海道拓殖銀行の経営危機⁸⁰⁾が伝えられると、公的資金導入議論が再燃した⁸¹⁾。

金融制度調査会答申「我が国金融システムの改革について」(97年6月)に、「改革の進展を展望しつつ、引き続き金融システム安定のための施策について更なる検討が進められることが望まれる⁸²⁾」とある。この際、整理回収銀行⁸³⁾を抜本的に改組し全金融機関破綻の受け皿として平成版昭和銀行を設立することだ。

注

- 1) 大蔵省銀行局内金融制度研究会編『金融制度調査会答申集』(金融財政事情研究会、1970年10月)245頁。
- 2) 澄田智著『忘れがたき日々75年』(金融財政事情研究会、1992年7月)64頁。
- 3) 『第34回銀行局金融年報-1985年版』342-343頁。
- 4) 全銀協『金融』96年2月号12頁。
- 5) 『第43回銀行局金融年報-1994年版』13頁。
- 6) 全銀協『金融』96年2月号11頁。
- 7) 金融検査・監督等に関する委員会「今後の金融検査・監督等のあり方と具体的改善策について」全銀協『金融』96年2月号20頁。
- 8) 「米国の預金保険制度改革を巡る最近の動向」『日本銀行月報』92年12月号14-16頁。
全信連ニューヨーク支店「米国における早期是正措置の施行」(『全信連レポート』97年6月号)は、早期是正

措置の施行経過に関する米国会計検査院の調査レポートの概要を紹介している。

- 9) 榎原隆「金融三法について」全銀協『金融』96年8月号37頁。なお、96年12月26日の早期是正措置に関する検討会(銀行局長の私的研究会)「中間とりまとめ」(全銀協『金融』97年2月号25-31頁)。97年7月31日、大蔵省は早期是正措置制度の金融機関の自己資本の充実状況区分と、それに応じた監督命令の内容を定めた省令ならびに国内修正自己資本比率の算式を示した大臣告示を発売した(『週刊金融財政事情』97年8月18日号6、62頁)。次いで、97年9月3日、98年度から導入される早期是正措置の運用基準等を定めた通達を発売した(『週刊金融財政事情』97年9月15日号6,51頁)。
- 10) 全銀協『金融』97年7月号35頁。
- 11) 全銀協『金融』96年2月号12-13、15-16頁。
- 12) 『金融年報-96年版』17-19頁、全銀協『金融』40-44頁。
- 13) 大蔵省「金融システムの機能回復について」(95年6月)は、現時点で直ちにペイオフという形で預金者に経営破綻により損失を求めることは、①金融機関を信頼した善意の預金者に損失を求めることについての明確な国民的コンセンサスが形成されていないこと、②金融機関が不良債権を抱えており、信用不安を醸成しやすい状況にあること、③ディスクロージャーが未だ実施過程にあり、預金者に自己責任を求めるに足る情報が提供されていないこと等から、困難であると思われる。できるだけ早期に、遅くとも5年以内に、預金者についても自己責任原則を問う環境整備を完了することが適当と考えている(全銀協『金融』95年7月号28頁)。この考えを金融制度調査会答申「金融システム安定化のための諸施策」(95年12月)も踏襲(全銀協『金融』96年2月号12頁)。
- 14) ⑧整理回収銀行は96年9月2日に(株)東京共同銀行を改組として発足。破綻信組の整理回収業務を主目的とする。全銀協『金融』96年10月号75-77頁に詳述。
- 15) 97年9月5日、10月10日付『日本経済新聞』。
- 16) 全銀協『金融』97年8月号73-74頁。
- 17) 「トップ交替にみる平和相互銀行の動揺-ワンマンの死で始まった混乱の内幕」『金融事件総観-金融犯罪にみる昭和経済史』(現代金融問題調査会、82年4月)452-465頁。
- 18) 後藤新一著『無尽・相銀合同の実証的研究』(日本金融通信社、94年5月)445-449頁。
- 19) 後藤新一著『信組・信金合同の実証的研究』(日本金融通信社、96年5月)604頁。
- 20) 前掲『無尽・相銀合同の実証的研究』489-495頁。
- 21) 「潰滅東邦相銀を合併救済した伊予銀行への圧力」『週刊新潮』91年8月8日号128-129頁。同趣旨水木儀三「合併5カ年で不良資産を償却する」『週刊金融財政事情』91年8月5日号133-140頁。
- 22) 前掲『信組・信金合同の実証的研究』682-684頁。
- 23) 日本経済新聞社編・刊『金融破局か再生か』(97年6月)131-133頁。
- 24) 不動信金解散は前掲『信組・信金合同の実証的研究』

423-424頁。

- 25) 川崎信金解散は前掲『信組・信金合同の実証的研究』509頁。
- 26) 前掲『信組・信金合同の実証的研究』684-688頁。
- 27) 前掲『金融破局か再生か』134-135頁。
- 28) 前掲『信組・信金合同の実証的研究』656-659頁。
- 29) 前掲『信組・信金合同の実証的研究』688-690頁。
- 30) 前掲『信組・信金合同の実証的研究』696-702頁。
- 31) 三重野康の国会証言、第132回国会衆議院予算委員会議録第24号、95年3月30日2頁。
なお東京共同銀行の設立事情は須田慎一郎「東京共同銀行 大蔵・日銀の陰謀」『文藝春秋』95年4月号148-160頁に詳述。
- 32) 全銀協『金融』95年1月号42-44頁。
なお東京都の2信組破綻による債権回収機関に低利融資300億円(15年)は議会で反対され実行されていない(95年9月30日付『日本経済新聞』、全銀協『金融』95年11月号89-90頁)。
- 33) 『日本銀行月報』95年4月号8-11頁。
- 34) 前掲『信組・信金合同の実証的研究』661頁。
- 35) 全銀協『金融』95年3月号114-115頁、95年7月号66-69頁。
なおコスモ信組の破綻は水原豊「コスモ信組の見た悪夢」『文藝春秋』95年10月号166-166頁が参考になる。
- 36) 全銀協『金融』95年10月号62-64頁。
- 37) 東京都議会は95年9月29日にコスモ信組破綻処理に関し10年間で200億円の財政支出を行うことを内容する95年度補正予算案を付帯決議付で可決した(全銀協『金融』95年11月号89-90頁)。
- 38) 前掲『信組・信金合同の実証的研究』726-727頁、全銀協『金融』95年10月号57-59頁。
なお木津信組の破綻は帝国データバンク情報部著『金融業はこう倒産する』(中経出版、95年11月)218-226頁に詳述。
- 39) 全銀協『金融』96年1月号43-45頁。
- 40) 全銀協『金融』97年3月号126-128頁。
- 41) 全銀協『金融』95年10月号57-62頁。
- 42) 全銀協『金融』96年3月号57-58頁。
- 43) 『週刊金融財政事情』96年2月5日号35頁。
なお兵庫銀行の破綻は日本経済新聞社編・刊『誰が銀行をつぶしたか』(96年3月)51-75頁に詳述。
- 44) 全銀協『金融』96年1月号53-55頁。
- 45) 全銀協『金融』96年8月号88頁。『金融』97年2月号84頁。
- 46) 前掲『信組・信金合同の実証的研究』762頁、96年10月25日付『ニツキン』。
- 47) 前掲『誰が銀行をつぶしたか』122-125頁。
- 48) 全銀協『金融』96年5月号131-132頁。
- 49) 全銀協『金融』96年12月号54-56頁。
- 50) 全銀協『金融』96年5月号128-130頁。

太平洋銀行の破綻は帝国データバンク情報部著『銀行が潰れていく』(中経出版、97年8月)99-114頁に詳述。

- 54) 全銀協『金融』96年7月号45頁。
- 55) 『週刊金融財政事情』96年9月23日号57頁。
- 56) 全銀協『金融』96年9月号59-60頁。
- 57) 全銀協『金融』97年1月号76-78頁。
阪和銀行の破綻は前掲『銀行が潰れていく』88-98頁に詳述。
なお阪和銀行は96年11月21日に業務停止命令を受け、「預金者、株主、地域経済に多大な影響を及ぼし従業員の雇用に配慮を欠いた不当な処分」として、97年1月20日に異議を申し立てた。しかし、大蔵省は2月24日に異議申立てを棄却した(97年2月28日付『ニツキン』)。
- 58) 全銀協『金融』97年5月号144頁。
- 59) 全銀協『金融』96年1月号50-53頁、前掲『信組・信金合同の実証的研究』763-764頁。
大阪信組の破綻は前掲『誰が銀行をつぶしたか』132-155頁に詳述。
- 60) 97年1月21日付『日本経済新聞』、『朝日新聞』。
- 61) 『週刊金融財政事情』96年9月16日号7頁、96年9月23日号25-27頁。
- 62) 『金融エコノミスト』96年11月25日号。
- 63) 96年4月26日付『ニツキン』。
- 64) 96年8月30日付『ニツキン』。
- 65) 全銀協『金融』96年12月号51-53頁、96年11月25日付『ニツキン』。
- 66) 全銀協『金融』97年5月号124-125頁。
- 67) 愛知銀行常務田島道治は昭和銀行へ井上準之助の推薦で代表取締役就任。その事情は安藤良雄編著『昭和経済史への証言』(上)(毎日新聞社、1965年11月)50-51頁に記述。
- 68) 後藤新一「昭和銀行の設立と終焉」経済発展協会『アナリスト』1966年5月号21-39頁、筒井幹雄「清算会社昭和銀行に学ぶ」東洋経済『金融ビジネス』93年3月号28-30頁に詳述。
- 69) 『第42回銀行局金融年報-1993年版』30頁。
経済対策閣僚会議「総合経済対策」(92年8月26日)は「遅くとも年内に具体的成果を得る」とこととした。
- 70) 92年8月31日付『日本経済新聞』。
- 71) 第136回国会衆議院予算委員会議録第14号(96年2月16日)28-29頁。
- 72) 担保不動産等関係連絡協議会「担保不動産等流動化総合対策」(97年4月1日に三塚蔵相から橋本総理に報告)は流動化対策を述べ担保不動産の証券化に言及(第二地銀協『リージョナルバンキング』97年7月号25-29頁)。また金融制度調査会答申「我が国金融システムの改革について」(97年6月)も、担保不動産の証券化について述べている(全銀協『金融』97年7月号25-26頁)。
- 73) 「米国の預金保険制度改革を巡る最近の動向」『日本銀行月報』92年12月号11-16頁。
- 74) ハリス・デラス、ベザッド・ダイバ、ピーター・ガーバー「破綻金融機関処理：米国の貯蓄貸付組合の経験」日

- 銀金融研究所『金融研究』96年8月号162-163頁。
- 75) 全銀協『金融』95年1月号44頁。
- 76) 全銀協『金融』96年1月号44頁。
- 77) 全銀協『金融』96年2月号15頁。
- 78) 『金融年報-96年版』18-19頁。
- 79) 「諸外国における公的資金導入例-金融制度調査会資料」『週刊金融財政事情』95年8月21日号24-29頁。
- 80) 日債銀、拓銀の問題は前掲『銀行が潰れていく』54-87頁に詳述。97年9月12日、拓銀・道銀は合併問題で共同会見し、98年4月予定の合併は表向き「延期」の発表にとどまったが、実質は白紙となった(97年9月13日付『日本経済新聞』)。
- 81) 「再燃!公的資金導入論」東洋経済『金融ビジネス』97年4月号44-51頁に詳述。
- 82) 全銀協『金融』97年7月号37頁。
- 83) 破綻信組の不良債権等の回収に当たっている整理回収銀行は97年5月26日、東京共同銀行から改組後初めての96年度決算を発表した。当期損失は245億円、前期繰越損失金341億円、当期末処理損失金586億円である。96年度末の貸出金3,186億円のうち破綻先債権額529億円、延滞債権額1,944億円、計(不良債権額)2,473億円、不良債権比率77.6%である。また、貸出金等債権の回収状況は、破綻信組から承継した債権額(代理貸付、抵当証券を含む)4,306億円のうち、96年度中の回収額253億円、96年度末までの累計回収額326億円、回収率は7.6%にすぎない(全銀協『金融』97年7月号107-108頁)。

〔付 記〕

本稿執筆後の主要事項を簡潔に記述する。

(1)北海道拓殖銀行・北海道銀行の合併延期-
実質は白紙(97年9月)

97年4月1日、拓銀・道銀は98年4月1日に合併すると発表した。この合併構想は巨額の不良債権を抱えた両行が合併により、地域金融機関として生き残る道であるスーパーリージョナルバンクの先例になると期待された。合併の条件は徹底した不良債権処理と厳しいリストラであった。しかし、肝心の不良債権の査定などを巡って両行の不信は高まり、97年9月12日、両行は合併「延期」の発表をしたが、実質は「白紙」である(97年9月13日付『日本経済新聞』、9月19日付『ニツキン』、「拓銀・道銀が合併期日を延期」(上)(下)『週刊金融財政事情』97年9月22日号32-30頁、9月29日号32-

し、98年10月1日に対等合併し、行名は公募する。経営不振の銀行同士の合併を、預金保険で支援できるようにする改正預金保険法が臨時国会(97年9月29日召集)で成立すれば、その適用第1号となる見通しだ(97年10月9日付『日本経済新聞』、『読売新聞』)。

(4)京都共栄銀行の幸福銀行へ事業譲渡・解散
-98年10月

経営が悪化している第二地銀の京都共栄銀行(京都市、97年3月末預金高3,410億円)は、つながりの深い第二地銀の幸福銀行(大阪市、1兆8,045億円)に98年10月1日をめどに事業譲渡・解散する(97年10月14日付『日本経済新聞』夕刊)。

(愛知学院大学教授)

34頁)。

(2)さがみ信金・箱根信金合併によるさがみ信
金-98年9月

神奈川県下のさがみ信金(97年9月末預金高4,642億円)・箱根信金(687億円)は、経営基盤強化のため98年9月28日に対等合併し、さがみ信金として新発足する(97年10月7日付『読売新聞』)。

(3)福徳銀行・なにわ銀行の合併-98年10月

大阪市内に本店を置く第二地銀の福徳銀行(97年3月末預金高1兆3,119億円)・なにわ銀行(3,528億円)は、バブル崩壊後、大量の不良債権を抱え、97年3月期決算で福徳が126億円、なにわが12億円の経常赤字を計上した。自力再建は難しいと判断し、合併により抜本的なリストラ策と不良債権処理を行い再生を目指す